

令和3年第8回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和3年12月10日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 3 年 12 月 13 日 午 前 9 時 00 分 令 和 3 年 12 月 13 日 午 後 4 時 13 分			議 長 西 原 好 文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	瀧 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	2 番	江 頭 義 彦	3 番	金 丸 祐 樹	4 番	井 上 敏 文
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長	本 村 健 一 郎	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基盤整備課長	武 富 元	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	一ノ瀬 和 義	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	山 崎 久 年	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	幼児教育センター所長	西 村 真 由 美	○
健康福祉課長	坂 元 弘 睦	○				
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議事日程表

▽令和3年12月13日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 (令和3年12月定例会)

氏 名	件 名 (要 旨)
金 丸 祐 樹	1. 給食センターの老朽化について 2. ふるさと納税について
井 上 敏 文	1. 西九州新幹線、来秋の暫定開業に向けた町の取り組みは 2. 県道多久・江北線バイパス整備に伴う地域振興策は
坂 井 正 隆	1. 町道門前～観音下線に関連して質問する
三 苦 紀美子	1. 空き家問題 2. 道路を覆う樹木等の取り扱いについて
池 田 和 幸	1. 議会ICTに向けたタブレット導入は
澁 上 正 昭	1. 豪雨災害に対する対策・対応等 2. JR長崎本線橋りょう付近の堤防高不足の防災対策 3. 農地農業用施設の災害復旧事業に係る受益者等の負担割合の軽減 4. 空家空地対策の充実

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第8回江北町議会定例会会期4日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、配付しております質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

3番金丸祐樹君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○金丸祐樹議員

おはようございます。3番金丸です。本日はよろしく申し上げます。

まず、大きな質問として、1番、給食センターの老朽化について、それと大きな質問の2、ふるさと納税について質問をいたしております。

それでは、早速1番の給食センターの老朽化について質問をしてみたいと思います。

現在、小学校北側の給食センターは、幼児教育センター、小学校、中学校の児童・生徒の給食を数名のスタッフでつくられております。近年では、アレルギー疾患の子供たちも多く、その対応につきましては、丁寧に個々のアンケート等を行い、食の安心・安全に努められております。中でも衛生管理は徹底されており、日々の衛生チェックは無論であり、月2回の検便検査をした者でしか厨房の中には入れない状況になっております。ただ、給食センターは平成13年に増改築されてから20年ほどたっております。中の設備もかなり劣化をしていると伺いました。

それでは、1問目です。近年の劣化による給食センター内の機器の故障や設備の破損状況を過去5年についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

おはようございます。それでは、金丸議員の御質問にお答えをしたいと思います。

金丸議員がおっしゃったとおり、本町の学校給食センターにつきましては、単独調理場からセンター方式への変更に伴いまして、平成13年度に現在の学校給食センターというふうになっております。

それから、近年の設備関係の修理状況であります、破損状況をお答えしたいと思います。

令和2年度、修理件数につきましては35件、242万8千円の決算でありました。油ろ過機の修理、フードスライドフックの修理、ガス管ラッキングの修理などが主なものであります。

それから、令和元年度、件数にしまして30件、158万3千円の決算であります。主なものにつきましては、オーブンの修理、真空冷却機の修理などを行っているところであります。

平成30年度、件数にして29件、237万2千円の決算額でありました。連続炊飯器の修理、給湯循環ラインの配管換えの修理、それから給湯温度調節器の取替えであります。

平成29年度、件数といたしましては31件、137万4千円の決算額であります。食器消毒保管庫の修理、フードフライヤーの修理、自動ドアの修繕などを行っております。

それから、平成28年度、件数は41件、358万3千円の決算額でありました。食器洗浄器の修理、それから連続炊飯器、テフロン加工を2年に1回行っておりますが、テフロン加工をやっております。冷凍冷蔵庫の修理を行ったところであります。

以上であります。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

毎年かなりの修理箇所があるということなんですが、ちょっと画像を用意しておりますので、モニターのほういいですか。

(パワーポイントを使用) 今から映すのは厨房内の、これは床なんですけれども、これは厨房の中には入れませんので、職員さんをお願いして1か月ほど前に写真を撮っていただいております。

厨房の中には入れなかったんですけれども、事務所内で私は待機をしておりましたが、ここ床なんです、ちょっと拡大したら分かるんですけれども、これは滑らないように薄いゴムシートですかね、ゴムシートと言っていいのか分かりませんが、ゴムシートみたいなものが貼ってあって、このマウスで囲っている部分、ここもゴムシートがありまして、色が変わっているんですけれども、かなりこの辺は油污れなんかで劣化して剥げていて、この辺は多分貼り替えているんでしょう。このような感じでかなり厨房の機器もそれなりに修繕が必要であって、これはこのまましておいたらどんどん剥げてきますので、これが靴の底について異物混入になりかねないのではないかと、また、ほかの機器についても、かなり毎年何件も修繕をされていますけれども、現在このような状態の中で、毎回毎回故障箇所とかこういう劣化が見つかったから修繕をしたりするのではなく、未然に、こういうふうになる前にしっかりときれいなものに貼り替えるとか、機械の故障も未然に防ぐような感じでチェックをしていただけるとか、そのようなことはできないんでしょうか、お願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、金丸議員の御質問にお答えしたいと思います。

床の剥がれにつきましては、令和元年度に1か所ほどいところを修理を行っております。今後も計画的に行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

大変申し訳ございませんが、今後も計画的に行っていくと課長は言われましたが、先ほど申し上げましたとおり、こういうふうな不備というのは早急な対応改善が必要だと思うんですよ。

今回、天井の雨漏り、それも直近に直されたそうなんですが、この給食センター内の天井が雨漏りしているというのは、なかなか衛生的によくないんじゃないかなと思いますもんね。私を感じるのは、計画的に修繕をしていくというよりも、課長のほうから早急な対応をしていただきますと、そのぐらいの言葉が欲しいんですよ。何分学生、児童が給食を食べますので、衛生的にも、異物混入等がありますので、よろしくないんじゃないかなと、そこについてもう一度答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

金丸議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

早急な対応ということでありました。予算の範囲内で早急に対応させていただきたいというふうに思いますけれども、とにかく計画的な点検、それから修繕の計画、そういったものをはっきり立てていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

それでは、早急な対応計画の報告をぜひ期待しております。

2問目に移りたいと思います。先ほどの1問目と少し重複する場合がありますが、6月の常任委員会で、修繕、改修等々、これからの給食センターをどのように行っていくべきなのか、その辺の改修計画の進捗状況、委員会のほうで今後やっていくということで話されたと思うんですが、その改修計画について、今どのくらい進んでいるのか、その進捗をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

金丸議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

6月の常任委員会の中で、長期的な計画により維持管理を行っていただきたいというふうなことが議員のほうから言われたと記憶をしております。

そこで、機器の耐用年数、あるいは劣化の状況を精査し、年次計画により計画的な更新を行っていききたいというふうに考えております。

議員がおっしゃる改修計画というのは今のところ作成をしておりません。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

改修計画については今のところ作成を行っていないということなんですが、6月の常任委員会で計画を立てて改修、改善等を行っていくということでした。現時点でまだ改修計画は何も立てていらっやらないということですかね、すみません、もう一度だけそこをお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

金丸議員の御質問にお答えいたします。

改修計画でありますけれども、例えば大きく屋根を変えるとか、何か建物自体を大規模に改造するとかという改修計画は今のところありません。

ただ、修繕につきましては、計画的にやっていきたいというふうに思っております。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

分かりました。

では、3問目に入ります。現在の機器や設備等の管理、未然にこういうふうな事故を防ぐ、例えば床が剥げていたり、今回、あれは回転鍋ですかね、故障して改修されたと聞いております。この辺の日々の管理はどのように行っているかというのをお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

金丸議員の御質問にお答えをしたいと思います。

日々の点検といいますか、そういったものはどうされていますかということであります。

調理用器具、あるいは食器、食品の保管庫の温度管理とか、そういったことは日常チェックシートを用いて記載をやっているところであります。

そのほか、天井、床、ドア、照明など、そういったものは必要に応じて点検を行っておりますけれども、日常点検のようにチェックシートを備えてはおりません。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

チェックシートというか、管理のことなんですが、現在、給食センター内の給食をつくる従業員さんがチェックを行っているということでよかったですかね。そのまま、そこをお願いいたします。そうですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

そのチェックは実際給食に使う食器類だったりとか、炊事場の流し台だったりとか、そういう実際の調理に使うことのチェックシートで、例えば天井に関しては業者を入れないとなかなか難しいんでしょうけれども、床であったりとか、例えば鍋の下のバーナーのところだったりとか、その辺の不備に関してはチェックをしていないということなんですよ。

先ほど来、過去5年の報告にありましたように、結構な箇所が故障をしていますよね。故障して改修をしていると。これは一回全体的な総合点検をして、業者も入れて、今後壊れるであろうというところをおかしいな、もういよいよがたがくるというか、その辺を未然にチェック

をして防ぐと、早急に改善をしていくと、壊れる前にですね。多分壊れてからしてしまっ
は、恐らく先ほどの異物混入だったりとか、それこそ大きな鍋が2つ同時に壊れてしまっ
ら給食センター自体が、その日の給食が稼働しなくなるようなことが起きると思うんですけ
れども、業者を入れての総合点検、この辺もぜひやっていただきたいと思うんですよね。

それと、給食センターの代表の方が日々チェックをされていると、それとは別に、こうい
う大きな器具類に関してはチェックシートを作って、町の職員で月1チェックをしていただ
いて、業者も含め未然に防ぐようなことをしていただきたいんですけれども、業者を入れて
チェックをするということについてはぜひやっていただきたいんですが、そこはどうでしょ
うか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

金丸議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

業者を入れてのチェックということでありましたが、令和元年度に1度劣化診断というこ
とで診断を行っており、改善すべき点が何か所かございました。

あと、職員による点検ということでありましてけれども、これに関しては、チェックシート
を作成して月1回の点検をやっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

課長、すみません、行政を入れてのチェックが、今さっき何年とおっしゃいましたか。
（「令和元年」と呼ぶ者あり）令和元年ですね。その後は業者を入れてのチェックというの
はやっていないんですか。

例えば壁だったり、先ほどの天井の雨漏りだったりとか、その辺は役場の職員が見ただけ
で分かったりするもんなんですかね。ちょっと分かりにくいですよ。今回は全体的な総合
チェックということで、ぜひ業者を入れてやってほしいなと思います。

改修計画、すみません、改善といいますか、機器類の改善ですね、改修、この計画の進捗
状況について現在何もやっていないということだったんですけれども、また、これについて

は、次の次ぐらしいの議会をお願いしたいと思います。

町長何か。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。まさか私に回ってくるとは思っておりませんでした。今回、金丸議員の御質問の趣旨といたしましょうか、問題意識というのは、給食センターがもう20年ほどたっているのです、その設備だとか機械だとかいうこともできてから1回も換えるということではなくて、当然修繕などが出てきているだろうと。当然機器や設備によってそういう耐用年数、また使用頻度によってもそこには差が出てくるものですから、そうした修繕についてどのように町として対応しているのかということなんだろうと思います。

施設そのものが給食センターということですから、一にも二にもやはり子供たちの安全・安心、言ってみれば衛生面、これが第一なんだろうというふうに思いますし、これについては先ほど教育委員会のほうからも答弁があっておりましたけれども、法令で定められたものはもちろんでありますけれども、やはり日々のそうした衛生面からのチェック、やはりそれは必要なんだろうというふうに思います。

それだけではなくて、先ほどおっしゃったように、故障してから修繕するということになれば、当然修繕するまで時間を要する場合がありますし、恐らく1,000人ほどの子供たちの給食を毎日作っている施設でありますから、場当たりに壊れてから修繕するということであれば、言ってみれば、そういう給食事業、運営面からも支障があるんじゃないかと、そういう意味で、壊れてからではなくて、あらかじめ計画的にそうした修繕箇所というのをリストアップするよにということなんだろうと思います。

もう一つは、コストの面から、先ほど教育委員会の説明でいくと、大体年間200万円前後かかっているということなんですけど、先ほど教育委員会の答弁で、予算の範囲内という言い方がありましたけど、ちょっとそこは違うよなというかな、違いはしないんですけど、必要があれば、当然補正予算をお願いして、まさに予算の範囲内では我々は逆に執行できないものですから、もちろん流用したり、場合によっては予備費を使ったりして、全てのこと予算の範囲内なんですけれども、その必要な箇所が大分ばらつきがあります。5年間でいっても、一番低かったときは130万円ほど、高かったときは360万円ほどと。ですから、こ

こがやはり、財政の面から見ても年間どのくらいかかるのかということを一見見込まんといかんし、予算は取っていないのに壊れてから修繕ということになれば、まずは予算の確保からせんばいかんということになるもんですから、そういう意味ではやはり計画的な修繕ということは必要なんだろうというふうに思います。

やはり恐らく、ある程度の修繕費用を見込んで予算というのは要求するわけですけど、もう具体的に来年度、こことこことこの修繕をしたいということがあれば、もう少し確からしい予算というものが組めるんだと思うんですよね。

先ほど過去5年間の修繕箇所の説明がありましたけど、この中で実際、当初予算の要求段階で、もともと計画として来年度はこれをやるというものがどれだけあったのか、逆にそうでなくて、実際年度が始まって運営している中で故障したところがあったので修繕したのがどのくらいあったのかということ少し切り分けてみれば、どのくらい計画的に修繕しているかということが分かるんだろうというふうに思います。

先ほどのお話で、またこれから来年度の当初予算の要求時期でありますし、当然、教育委員会から安心・安全、また運営面からこれをやらんばいかんというものが計画的に予算として要求がされれば、それを切るということはありませんから、そういう意味でもしっかり、先ほど言いましたように、安全の面、それと運営の面、それとコストの面からしっかり予算の見積りをしてもらうということが大事だと思いますし、その前には、やはりしかりとした調査といいましょうか、精査といいましょうか、どこが来年度やらんばいかんよねというものがきちんと確認されてしかるべきだというふうに思いますので、また当初予算の査定の中では、今回の質疑も踏まえてそうしたことをやってくれているのかどうなのかというのはしかり見させてもらいたいと思っております。

ちなみに、例えば去年が240万円ほどかかっています。さっき言ったように、大体1,000人ほどの子供たちの給食を作っているということなんですけど、240万円を単純に1年で割ると月20万円ぐらいですよ。もちろん平均はされていないですけど、ざっくり月に直せば。20万円を1,000人で割ると大体1人当たり月200円という感じなんです。要は修繕等の維持にかかっているコストがですね。これがやはり高いのか安いのかというのは、一つのこれから大きな改修をする判断の材料なんだろうと思います。

そういう意味でいけば、例えば病院の調理場とかいうところは、大きなところでいけば多分1,000人規模の言ってみれば給食、食事をつくっておられるというふうに思います。何せ

毎日稼働するものですから、当然それだけ消耗するのも早いということなので、今申し上げた1人当たり月200円というコストが、これが想定される想定の範囲内なのか、それともやはり一定の大規模な改修とかを入れて、それを長期的には下げていくというようなことをせんばいかんのかとか、そういう視点も大事だなというふうに思いますので、こちらも今回の予算査定の中で担当部局としっかり議論をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

何分食に関わることですので、課長慎重かつ丁寧なチェックというか、厨房の中には入れなくて中は見れませんけれども、だからこそしっかりチェックをしていただければと思っております。

1問目は以上で終わります。

2問目行ってよろしいでしょうか。

○西原好文議長

次、行ってください。金丸君。

○金丸祐樹議員

ふるさと納税について質問したいと思います。

今12月に入っておりますが、どこの市町もふるさと納税の寄附額が相当伸びておるところだと思います。江北町についてもそうなんです、3月に入りまして、今年3月ですね、ふるさと納税委託事業者のスチームシップと契約されて、ページの刷新、また、新企画等々で伸び悩んでおったふるさとチョイスや楽天も昨年に比べかなり寄附額を伸ばしていると伺っております。

そこで、1問目です。昨年と今年の納税額の推移をさとふる、さとふるはスチームシップさん担当じゃないので、さとふるは単独で、あとはふるさとチョイス、楽天、ここはスチームシップの担当でございます。そこを別に、寄附額の推移をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

おはようございます。金丸議員の一般質問にお答えいたします。

ふるさと納税の推移額ということで、令和2年4月から11月の累計と令和3年4月から11月までの累計で答弁をさせていただきます。

まず、さとふるにつきましては、昨年1億1,096万7千円が本年度は1億1,813万5千円、716万8千円、6.5%の増となっております。

ふるさとチョイス、楽天につきましては、昨年が2,758万9千円であったものが今年度は1億2,051万4千円、9,292万5千円、336.8%の増となっております。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

本村課長、これは4月から11月までのデータでよかったですかね、令和2年と令和3年の。これは令和3年、今年ふるさとチョイスが、すみません、もう一度教えてください。ふるさとチョイスのみでどのくらいだったですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

再質問にお答えいたします。

ふるさとチョイスは昨年度1,518万8千円、今年度は7,858万5千円で6,339万7千円の増、417%の増となっております。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

私が伺っていたデータと少し違うんですけれども、これは11月末まで入れている分ですかね。11月中旬からぱっと伸びがあったということですね。分かりました。

令和2年と比べて、スチームシップを入れてからかなり寄附額が伸びていると思いますが、この寄附額が伸びた理由、ふるさとチョイス、楽天について伸びた理由は一体何なのかというのを説明していただきたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

再質問にお答えいたします。

まず、サイトの刷新やR P P広告によってアクセス数が対前年比で増加しています。てこ入れをしたふるさとチョイスと楽天でアクセス数が3万4,309件の増、また、レビューキャンペーンにより寄附者からのお墨つきが221件増え、返礼品の信頼度が上がり、寄附につながる割合が増加しております。

また、新規返礼品の造成、特に高額返礼品の取組によって返礼品数も増加しており、令和3年3月末で354品目であったものが11月末では700品目に増えております。あわせて、高額返礼品、定期便の品目も5倍以上に増加しており、寄附単価の増加にもつながっております。結果、寄附額が11月末時点で1.7倍に増加しているものです。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

かなり寄附額が伸びているんですが、今回、楽天でR P P広告、200万円の予算を組んでやっております。現在予算残というか、このアクセスに対しての残額はほとんどないのではないですか。数字はわかりますか、お願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

再質問にお答えいたします。

R P P広告につきましては、11月末現在で1万7,395件クリックされております。費用としては79万9,745円で、売上げにつながったものが847万6千円と、効果は10倍以上、1059.3%ということになっております。

予算のほうは200万円を9月補正でお願いしておりましたので、あと残りが2万4,000クリックほどはまた見込めるというふうになっております。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

このR P P広告につきましては、かなりのクリック数があつて、これを企画されてかなり成功されたんじゃないかなと思います。

ただ今回、私は一般質問を出す前に令和2年と令和3年のデータをお願いしたところ、令和2年のさとふるについては6,800万円であると、その数字でよかったですか。

令和3年については11月の頭ぐらいまでで6,600万円と、この数字を伺っていましたけれども、あとふるさとチョイスについては、令和2年は960万円だったのが令和3年になりまして4,900万円ほどだと、4,000万円ほど上がっていると、楽天については、840万円だったのが現在2,000万円になっていると、1,200万円ほど上がっていると、この数字というのは11月の頭までの数字でよかったですか。よかったですね。

ですので、今12月、このデータは11月までですよ、先ほど課長が答弁されたデータというのは11月末ですよ。ですので、11月の中旬から伸びたということですね。

11月末から12月はかなり数字が伸びますので、当初私が参考にいただいていたデータを基にして進めさせていただきたいと思います。

ふるさとチョイスと楽天、今スチームシップさんをお願いしておりますが、このR P P広告を使って楽天のほうはかなり伸びがあつたと思います。恐らくクリック単価も役場のほうと話をされて、イベントに合わせて、現在25円から40円ほどに上がっているということでしたが、このR P P広告につきましても、協議をしながら単価設定なんかを行っているんですか。そこをお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

R P P広告の単価につきましては、これは楽天の広告になります。楽天の設定単価により変動します。また、12月の繁忙期なんかは単価のほう若干上がるということになっておりますので、一様に幾らということじゃなくて、単価設定があつて、季節変動があるということで、大体40円から50円前後の範囲で増減があるということでもあります。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

私が質問をしたのは、かなりの数字、このRPP広告で上がっていますので、単価設定をするときに、金額を上げればページビューが多くなるわけじゃないですか、トップに上がってきますので、日々変動すると、月ごとに変動すると、この辺に関してスチームシップさんに任せるのではなくて、一緒に協議をされているかという質問だったんですけど、そこはどうですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

RPP広告の数というか、どれぐらいまで打つのかということについては、まず初年度の取組でもありましたし、他の自治体の事例等を参考にして、当然スチームシップとこれぐらいが適当だろうということで協議をした上で数のほうは決定しております。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

協議をされていたんですね。スチームシップに話を聞いたところ、報告をしていると、こういうふうにいきますよと、これといって協議、じゃ、シーズンに合わせて特集を打ち出すかと、じゃ、単価を上げていくかと、肉をもっと目立たせるかとか、米をもっと目立たせるとか、そういうのはやっていないと聞いたんですけども、そこはいいです。

今回、今さっきスチームシップさんと協議をしているかという質問の延長になりますけれども、2問目に、スチームシップと役場の担当課との連携はどのように行っているかということで質問を出しております。ここをお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

スチームシップとの連携ということでありまして、毎月サイトの運用状況、実績の報告、寄附の動向分析、返礼品の造成に関する検討など打合せを行っております。

また、新規返礼品の造成依頼に事業者に足を運ぶなど、連携して寄附額の増加に取り組んでいるところです。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

月1回の報告を今されているみたいなんですが、今回、この2番目の質問で強く私が言いたいのは、恐らく今されているふるさと納税に関して、特にふるさとチョイスですね、ふるさとチョイスの連携といいますか、じゃ、これからどういうふうにやっていくんだというのを正直スチームシップさんにお伺いしたところ、現在役場の担当課としっかりした会議というのが行われていないんじゃないかという思う節が何点もありました。

例えば、スチームシップさんが役場のほうに来られて担当課と話をし、ある研修室とかに入って実際のよその市町も見ながら、じゃ、江北町は江北町のページを見ながら、もともとスチームシップさんは画像編集だったりとかもされておりましたので、ページの刷新、新企画等々をされておりましたので、その辺を担当課と一つの部屋でモニターに映し出して、じゃ、江北町はどうかと、寄附額が多い町はどうかと、しっかりした話合いというのが全然行われていないんですよ。

今からモニターを見せますけれども、しっかりした話合いを行ってれば、数字は上がっておりますが、もっと多くの寄附をいただけたんじゃないのかなと思っております。

（パワーポイントを使用）これは唐津市の許可を得ております。ふるさとチョイスのページでございます。これは今からページをお見せしますが、ふるさと納税の寄附額を上げること、江北町をいかにしてアクセスを伸ばすことというのは、もちろんページだけではないと思うんですが、唐津市の唐津バーグ、ここを見てください。ここは佐賀県唐津市で唐津バーグ、ここに今商品が載っております。画像もかなりきれいで、下のサムネイル、サムネイルも結構、幾つも用意されていると思います。これは唐津市のスチームシップと同じよ

うな市内の委託事業者に委託をされているそうです。

下をずっと見ていただくと、最初にサムネイルがあって、この下に唐津バーグと、こちら辺文字が入っております。佐賀県唐津市、操業60年、代々受け継がれた唐津バーグと、年間100万個手作り、これはランディングページというんですが、さとふるはできないんですが、ふるさとチョイスのページでは、これはだんだん主流になってきておって、中には動画を入れることもできます。下、2番目に職員さんの思いですかね、作られている方の思い、顔が写っております。文字が入っておって、また、この素材が、肉に使われている素材の説明だったりとか、かなり大きな感じで出ております。

現在、江北町はランディングページあるのはあるんですけども、全てじゃないです。もちろん主力である肉と米、この辺に関してはしっかりできておりますが、それ以外の商品についてはまだ全くできていないような感じのところもあるし、できているところもあると。

スチームシップさんにお伺いしたら、これはどのような基準で載せているんですかと聞いたら、去年の実績で載せているんだと、また、商品に合わせて載せていると。

でも、私は白石町とかほかの市町、スチームシップさんが担当しているところを見たら、白石町に関しては恐らく6月にスチームシップさんと契約をして、江北町は3月だったんですけども、江北町よりも先にページが出来上がってしまっているんですよ。この辺についてはどうも納得いかないと、先に契約をしているにもかかわらず、白石町のほうがページがどんどんできてしまっていると、江北町はまだできていないと。

それで、私はスチームシップさんに伺いました、何で江北町はできていないのと、白石町よりも遅いじゃないかと、それは力の入れ具合と言われたんですよ。どういうふうなニュアンスで言われたのか分からなかったんですけども、この辺に関しても、ページの進み具合とかに関して担当課はしっかり把握をしているのかどうかというのをお伺いしたいですけど、お願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

再質問にお答えいたします。

まず、今年度はページの刷新ということで、全事業者のページを、楽天、ふるさとチョイスをリニューアルしていくということ、また、返礼品の造成等に力を入れていくということ

でやってまいりました。

まずそこをやっていきたいということで、そこに注力してやってきたわけですが、確かにサイトが全てにおいて充実しているかというところについては、やはりそういった全体をまずやっていくということで考えていましたので、行き届いていない点もあったかと思えます。

そこはサイトの重要性というのはよく分かりますので、しっかりと今後取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

時間もあまりないので、このまままた画像で説明をしていきます。

(パワーポイントを使用) しっかりとこういうふうなスチームシップと協議してやられていくそうなんですけれども、10月にはこの画像の編集、また、ランディングページの作成が終わっていたらもっと寄附額が伸びていたんじゃないかなと思うんですよね。これは正直、私も負けず嫌いですので、よその市町に負けたくないんですよね。ただ、ページを見ていて、唐津市を見ると、すみません、先ほどの続きですけれども、このハンバーグがあって、特集ページということで今こういうふうにバナーが出ております。このバナーを押したらそれぞれ定期便特集に飛んだりとか、佐賀牛に飛んだり、もちろん唐津市の、唐津の海産物特集に飛んだり、唐津焼に飛んだりするんですね。また、最終的にページ、ここはコメントなんですけれども、唐津のページから寄附をする方、閲覧されている方を逃がさない作りになっているんですよ。

じゃ、江北町はどうなのかと、江北町を開きます。江北町もページ自体できているところはあるんですが、これはタマネギのページですね、タマネギがあって、ここにサムネイルがありますけれども、こんなちっちゃなサムネイル、毎回携帯とかでクリックしないんですよ。先ほどの唐津市のように、ここにしっかり大きく画像でランディングページをつけておいて、関連商品ということでここは飛ぶようになっていますけれども、さらにこの下に、下を行ったら江北町についてということなんです、この下のほうにも江北町のほかの商品はこちらでございまして、またリンクを飛ばせるような仕組みを作っていただければどうなのかと

思います。これはスチームシップさん、現在かなり遅れていると思います。この辺も担当の職員がほかの市町と比べてうちはどうなんだと、全然進んでいないじゃないかと、この辺もしっかり、月1協議をされている、報告をされているみたいなんてすけれども、しっかり江北町の役場の職員がスチームシップさんをお願いをしてどんどんやってくれと促しておけば、もう4月から事業がスタートして、今12月ですもんね。もう最悪11月の頭には全てページができておって、閲覧する方が、じゃ、タマネギを今度選んだと、江北町はほかの商品も実は載っているんだと、じゃ、ほかの肉とかを見てみよう、そういうふうなページづくりをしていたら、もっと寄附額が伸ばせていたんじゃないかと思えます。

先ほど課長の答弁で、今後やっていくということなので、担当職員はしっかり気合を入れて、ぜひ研究してほしいと思います。

唐津市さんですけれども、このほか、ふるさと納税の使い道、じゃ、ページはどうかということ、やっぱりしっかりされておって、使い道に関してもランディングページ方式で掲載をされております。

それと、先ほどの話とかぶりますが、じゃ、業者とか事業者のほうから電話があつて、どういふふうにしたいんだと言われる質問があつたときには、担当課の方はちょっとそこは分からないと言われる回答が多いんですよ。じゃ、江北町の特集ページ、今何をやってますかと聞いたところ、ちょっと分かりませんと、ちょっと調べてみますと、そうではなくて、江北町の特集は、例えば今やっているフルーツ特集と佐賀牛特集なんだと、その辺ぼんぼん答えられるぐらいに、ふるさと納税にぜひ精通していただければと思います。

ここで、ちょっと時間もありませんので、前回紹介したと思うんですが、太良町に私は研修で行ってきたんですけれども、太良町のページなんです、太良町が今回行ったアワードエントリー、これはふるさとチョイスでがんばった賞、その賞なんですけれども、太良町がエントリーをされています。

私が以前聞いた男性の職員なんです、聞いたのは2年前なんです、これで頑張って今回アワードチョイスということで実際画像が載っています。文章に、今日も事業者のもとへ駆けつけますと書いてあります。江北町もぜひアワードエントリーされてこの画面に載るぐらい、町のPRというか、その辺になっていきたいなと思っておりますので、その辺今後しっかりやっていってください。お願いいたします。

3問目に行きたいと思えます。今現在12月、寄附額がかなり伸びていると思えますが、1

月、2月になったらまた大分寄附額は落ち込んでいくと思います。じゃ、そのとき、その後の計画をどのようにしていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

再質問にお答えいたします。

ピーク時を過ぎたふるさと納税のPRということで、まず1月から3月の閑散期につきましては、福岡市内での観光物産展、そういったものにも参加してPRをしていきたいと考えております。

また、JR九州の観光列車を活用したPR、そういったものを1月から3月の間で実施していきたいと考えております。

また、4月以降につきましては、ポータルサイトの創設、また、RPP広告、レビューキャンペーン、またカタログ、大都市圏におけるサイネージ広告、JR九州での観光列車内でのPRということでしっかりやっていきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

計画の中にふるさとチョイスの広告ページ、これの応募は入っておりませんでしたか、入っていたですか、入っていないですよ。これは毎回応募されているじゃないですか。トップページに上がって、これはかなりの効果があると思うんですよ。この辺についてもぜひ応募されて、抽選に乗ったらふるさとチョイス全体のトップページに江北町が出てきますので、今年度は前年度と比べてかなり安いです。その辺もよく検討されてみてはどうかと思っております。

それと、企画の中で今回ぜひお願いしたいのは、白木パノラマ孔園、これと江北町とのふるさと納税のコラボなんです。今ふるさと納税、白木パノラマ孔園、動画ですごいページレビューがあっているのは御存じですか。何人ものキャンパーが動画で載せておって、中には1万アクセス超えている動画もあります。3月まで予約がいっぱいなんです。職員は以前、白木パノラマ孔園でふるさと納税をやってみないかということで行かれたそうなんです。

すが、そのときは数字が金額が合わないかなんか言われて断られたそうなんです、私がパノラマ孔園の担当者の方に会いに行ったら、快くぜひやってみたいねということでした。

これだけ白木パノラマ孔園が人気がありますので、キャンプ場も今ふるさと納税のページにいろんなキャンペーン場が載っております。ここをぜひ活用されてやってみてはどうかと思います。

時間がないですので、最終的にこれはいろんな企画、今回ANAサイトだったりとか、ふるなびとかも入れるんですよ。太良町の職員さんを見て分かりますけれども、最終的にはやっぱり職員さんの熱意だと思います。実際熱意があったら何でもできると言われました。太良町の職員さんの言葉で響いたのが、ふるさと納税を通じて最終的にいつ終わるか分からないから、それまでにしっかり事業者頑張ってもらって、終わった後にふるさと納税がなくても頑張っていけるようにそこを構築したいんだと、何でそこまで思うんですかと言ったら、私はばかなことを聞いたなと思いましたがけれども、最後に自分は太良町の職員だからですと言われました。結構響いたんですよ。そのくらいの気持ちでぜひやっていきたいと思っています。最後お願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

再質問にお答えいたします。

太良町等、一生懸命やられているところ、そういったところについては今後ぜひ参考にさせていただいて、本町も負けないようにしっかりと取組をしていきたいと思っています。ありがとうございます。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

どんどんほかの市町にも研修に行かれてください。ぜひお願いいたします。

それとふるさとチョイスのCMSのページですね、このページ編集も正直時間はかかりません。しっかり職員さん、CMSのページを開いて編集ができるようになってください。あくまで編集はスチームシップがやるんでしょうけど、正直ランディングページを作るのは

10分程度でできるんですよ、ソフトをしっかりと覚えれば。そこもぜひやっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○西原好文議長

3番金丸祐樹君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時 休憩

午前10時10分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

4番井上敏文君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○井上敏文議員

おはようございます。4番井上敏文です。議長より登壇の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

質問事項です。西九州新幹線、来年秋の暫定開業に向けた町の取組はということで質問をいたします。

西九州新幹線ルートで新鳥栖－武雄温泉間の未整備区間については、現在、佐賀県と国土交通省との間で「幅広い協議」がされていると聞いております。佐賀県は国土交通省鉄道局との協議においてフル規格で整備した場合、佐賀駅経由、佐賀空港経由、長崎自動車道沿いの3ルートを提案し、国土交通省は、これについて比較、検証をしていくということにしております。このルートについてパワーポイントで絵を見ながら説明をしていきたいと思っております。

(パワーポイント使用) 題目として、西九州新幹線、来年秋の暫定開業に向けた町の取組はということで質問をいたします。

先ほど3つのルートということで質問したわけですが、この絵を見ますと、3つのルートとは新鳥栖駅からこの緑で通った分、これが高速道路長崎自動車道沿いのルートであります。新佐賀駅を新たに設けるといった案、それと、もう一つの案は現在の長崎線とその近傍を通っていくということで、佐賀駅を通過して武雄温泉駅に行くルート、もう一つ、この下のほうにブルーでしてあります武雄温泉駅から佐賀空港を通過して筑後船小屋駅に通じるルー

ト、この3ルートを提案されております。この青のところであまりと気になったのは入り組んだところ、これは六角川でありますけど、六角川の上のほうがちょっと今の長崎線に接続したような形のルートにも見えますが、これははっきりしないところもあるんですが、この辺のところ微妙だなというふうな感じを受けました。これが佐賀駅経由、佐賀市北部経由、佐賀空港経由ということで、3つのルートについて経済的な面を検証されております。これで佐賀駅経由については、主なものとして概算建設費、佐賀駅経由は6,200億円かかると、佐賀市北部経由は5,700から6,200億円かかりますと、一方、佐賀空港経由については1兆1,300億円かかると、約倍かかるというふうな試算を出されております。

今後の中で、主なものは投資効果がどのくらいあるのかということでB/Cというふうな形でされておりますが、投資した後の効果が、この佐賀駅経由は3.1倍ありますと、フル規格で整備した場合、投資効果が出ると。北部経由については2.6から2.8の効果がありますと、佐賀空港経由については1.3の投資効果しかない、これから見れば半分以下というふうなことで、そういうふうな比較、検証をされております。これから判断すれば佐賀駅経由というふうなのが有力になってくるかなというのを国のほうも国土交通省のほうも、何かここを推し進めているのじゃないかなという気はいたします。今までの交渉経過から見てですね。

もう一つ、この絵はフリーゲージトレインが頓挫して、フリーゲージトレインは無理だという中で、この新幹線協議がなかなか進まないときに石井幸孝元JR九州の社長さんが佐賀空港経由ルートというのを提唱されております。肥前山口駅から有明沿岸道路を通過して佐賀空港を経由して西鉄の大牟田線で乗り換える案もありますし、さらに筑後船小屋駅まで通じるルートと、こういったルートを提唱されました。これは一部の新聞にも載ったということですが、元JR九州の社長さんが言われるということは、信憑性といえますか、このルートも当時は注目をされたということでもあります。

それでは、質問の1点目でございます。

今後、この新幹線については国と県、また、JRとの間で「幅広い協議」が行われ、県民もこのルートについては大変注目していることだと思います。このことについて町長はどのような感想をお持ちなのか、お伺いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員の御質問にお答えしたいと思います。先ほど井上議員が御紹介いただいた幾つかのルート案の絵でありますとか、また、先ほどの比較表、これは多分どちらかの報道機関の紙面、もしくはネットの記事に掲載をされていたものだったんじゃないかなというふうに思います。残念ながらいいまいしょうか、実際、国と県の「幅広い協議」の中で、どういう協議がなされているかというのは、我々ももちろんこうした報道を通じてしか知るすべはないわけですが、さりとてあくまでも報道機関が整理をされているということでありまして、願わくば出典であるとか、また、そうした許諾であるとか、そうしたことはぜひ明らかにしていただかないと、当然、報道機関の受け止めによって、その捉え方、また報道の仕方もう違うんだろうというふうに思うんですよ。ですから、全てがそれを前提に議論するのがいいのかなのかというか、少し危険とは言いませんけれども、不確かなところもあるものですから、例えば、これは何月何日付の何々新聞に掲載をされていたけれどもというふうなことはぜひ併せて御紹介をいただいたほうがいいかなというふうに思います。

それはそれとして、先ほどから御紹介いただいておりますとおり、国と県の中で「幅広い協議」ということで始められました。これについてははいよいよいいまいしょうか、少し動き出したかなという印象を持っております。それこそ一昨年でしたですかね、ある新聞の一面記事に肥前山口駅停車せずという大きな記事が載りまして、私見て非常にびっくりしてですね、まだこうやって整備方式もルートも決まっていないう中で、とにかくどんな整備方式、どんなルートであっても肥前山口は止まらないということだけは決まったのかと思って、よくよく見ておりましたら、そうではなくて、かつて昭和の時代に検討されていた、いわゆるフル規格での整備のルートの中に、当時、肥前山口が載っていなかったというだけだったんですよ。そういう意味でも、報道をそのままのみにするというのも、我々は慎重であるべきだというふうに思っております。

それはそれとして、具体的にいかなる整備方式がいいのか、また、その整備方式によってはルートというものがいろんなバリエーションがあるものですから、そうしたことを国と県で幅広く協議をなされるということだというふうに思いますし、この協議の内容については当事者の一人だと思っておるものですから、この我々江北町もやはり注視をしていきたいというふうに思っております。

その中で、少し喜ばしいのは、先ほど御紹介をしたかつて検討されたフル規格によるルート案だけではなくて、少なくともこうした3つのルートということで協議がなされるという

ことは、それこそ「幅広い協議」という意味では、大変いいのではないかというふうに思っております。

いずれにしても、今後も国と県の協議が進められるというふうに思いますから、その内容、また、その動向については大変注目をしておるということでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

資料の提示については、報道機関等の資料を採用させてもらったんですよ。その資料の提出先、いつ提示されたかについては、今後はそういうふうにしていきたいと思えます。

この3ルートについて町民も県民も大変注目をしているところであります。町長言われたように、今後の推移を見守っていくということになるかと思えます。町長の見解をお伺いしました。

それでは、次に行きます。

西九州新幹線が来年の秋に暫定開業したときに肥前山口駅でのJRの特急、普通列車の運行形態、また、便数がどのように変わっていくのかは町民も関心を寄せているところであります。肥前山口駅を通る今後の運行については、暫定開業に向けたダイヤ改正が行われると思えますが、暫定開業後は時間短縮を図るため、肥前山口駅を通過する便が多くなることが予想され、停車する特急等の便数が減るのではないかと危惧をされております。

また、暫定開業になった場合、並行在来線と言われる現在の長崎線である肥前山口―諫早間は上下分離方式、上下分離方式というのは鉄道施設の維持管理は長崎と佐賀県の自治体が負担と、列車の運行についてはJRが行うという上下分離方式で行うことが決定されており、この辺のところ、今後、肥前山口駅から鹿島方面に向かう列車の運行がどのようになるのか、町民も大変注目しているところでございます。

以前、町長は1万人署名運動で肥前山口駅JR特急全便停車を公約に掲げられておりました。これについては、平成30年3月議会で1万人署名運動の時期はとの質問をしましたとき、町長は情報収集をしながら機が熟したときに1万人署名行動をとっていききたいと、このように答弁されております。また、令和元年12月議会で新幹線暫定開業により肥前山口駅に停車する便数が減るのではないかととの質問に対し、町長は暫定開業に向けての情報収集を行い、

町の主張をしっかりとやっていくと答弁されております。

質問の2点目でございます。

ダイヤの改正が来年秋に行われますが、町民の意向をJRに訴えるためにも今後どのような取組をされるのか、町長の見解をお伺いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員の御質問にお答えいたします。

さきの議会で申し上げましたとおり、やはり町民の意向といたしましうか、署名をいただくことで、町としての意思をどこかでやはりJRにアピールをするということは時期を見てやっていいというふうに思っています。

ただ、これまでの議会のやり取り含めてお分かりだと思いますけれども、町の意向のいかんにかかわらず、いかにそこにニーズがあるのか、また、いかにそこに利用者がいるのかというところが、一にも二にもこれからJRが私たちの駅についてどうするかということにやはり直結をするんだろうというふうに思います。

そういう意味でも、来年の秋ということを目されておりますけれども、西九州新幹線の暫定開業、これに併せた我々江北町としても様々な駅の利活用、また、駅の活性化をやっていく必要があるというふうに思っておるものですから、これまでも順次議会に御相談をし、また、承認をいただいて、既にその幾つかは取組を始めさせていただいているということでもあります。やはりこうしたことを含めてハード、ソフト両面での駅の利活用、また、活性化ということをやることがJRに我々の駅の言ってみれば有効性といいたしましうか、それをアピールするということになりますし、その上で駄目押しでといいたしましうかね、そうした署名運動ということは考えてもいいかなというふうに思っております。

それと、もう一つ御存じのとおり、今回の西九州新幹線の暫定開業に併せて私どもの駅から先の今の長崎本線がJRとは経営分離をされると、運行はJRがされるということなんですけれども、そして、佐賀、長崎両県が設立した会社で経営されるということでもあります。これは鉄道事業法に基づきます手続が要るものですから、この法律によりまして、先般、私どもをはじめ、沿線自治体の首長、また、関係団体の意見聴取ということがありました。その中で、これは報道されておりましたので、御存じかと思っておりますけれども、例えば、鹿島市

は、新幹線が通るのは全然別のところが通るのに並行在来線だからといって新幹線が通らない自分たちのまちがいろんな不利益といひましようか、利便性が低下するというのはやはり納得がいかないというふうなお話をされておひまして、なるほどそうだなというふうに思ひました。

恐らく、今の長崎本線沿線自治体の皆さん方のお気持ちはそのとおひだろうというふうに思ひます。当然そうした気持ち我々も同じくするものではありますけれど、ここは我々江北町の言ってみれば特殊性といひましようか、個性といひましようか、がありまして、御存じのとおり、私ども肥前山口駅は長崎本線と佐世保線の分岐の駅と、結節点ということであります。そういう意味では、長崎方面の路線は来年の秋に経営分離をされますけれど、今の佐世保線については来年の秋、暫定開業されます西九州新幹線とつながる、在来線としてそのままJRが当然経営、運営をされるわけですよ。そういう意味では、我々肥前山口にはその二面性があり、また、この二面性こそその駅の役割というのがあるのではないかなというふうに思ひておひます。

といひますのも、来年の秋、経営分離された後、この長崎本線の言ってみれば利活用であるとか、その浮沈はやはり私ども分岐点、結節点であるこの駅、肥前山口駅がどのような今の佐世保線との言ってみれば接合といひましようか、連絡といひましようか、乗り換えも含めてですね、という役割をいかに我々の駅が担うかということになるんだらうというふうに思ひます。

そういう意味でも、来年に向けて今取り組んでおひる、またはこれから取り組もうとしておひる町としてできることとして、やはり駅の活性化ということはしっかりやっていく必要があるというふうに思ひますし、先ほど御紹介した意見聴取の中でも、我々肥前山口駅が持つ意味というのはこれからも大変大きくなるのではないかということは意見聴取の中でも申し上げまましたし、それと別に実はJRとの意見交換会もあつたもんですから、町としても、そうしたことについてはしっかりアピールをさせておひましているところであります。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

国あたりはフル規格を進めようとしておひるわけですが、仮に全線をフル規格で造るとなれ

ば予算の問題からしても新鳥栖－武雄間、今の予想では2040年以降になるだろうというふう
に言われております。今後、20年程度は武雄温泉駅で乗り換えが必要になるというふうなこ
とはネットに書いてありました。仮にそうなった場合と時間がかかるとなれば、そのダイヤ
改正が行われる前の今の時期は町が動く時期ではないかなというふうな気がいたします。

町長答弁の中で、J Rとの協議、あるいはいろんな協議の場で町の考えを言っていくとい
うことでありますので、しっかり取り組んでいただきたいと思うのと、質問をしました町民
の1万人署名運動、これについても時期を見てやっていくということでございますので、そ
の辺も取り組んでいただきたいと思います。町民の意向を訴えるにはですね、そういった署
名は大きな力を持つてくるのではないかなと、こう思います。

それでは、次に行きます。

来年秋には新幹線西九州ルートが暫定開業され、また、来年度は町制施行70周年を迎えま
す。この機を捉え、町では駅周辺の活性化事業として「エキキタ」コンテナショップの開設
に着手し、また、自由通路の内部改修など様々なハード事業を計画されておりますが、質問
の3点目です。この町制70周年記念を機に肥前山口駅関係に伴うソフト事業はどのように考
えておられるのか、お伺いをいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

井上議員の一般質問にお答えいたします。

町制70周年を機に実施する肥前山口駅関係に伴うソフト事業ということですが、まず、町
民の皆さんに町への誇りや愛着を持ってもらい、住み続けたいと思っていただくために、あ
りがとう肥前山口フィナーレイベント、これにつきましては、駅の歴史を振り返り、また、
駅に感謝するという内容で取り組んでいきたいと考えております。

また、新たな駅の魅力創出のために「エキキタ」オープン記念イベントを計画しておりま
す。また、町外の皆さんには江北町の認知度向上、イメージアップ、関係人口を増やすなど、
ひいては定住につなげていくためにJ R九州とタイアップした魅力発信キャンペーンにより、
福岡都市圏を中心に町をP Rしていきたいと考えております。また、町に来て町のよさを感じ
てもらうためにJ Rウォーキングも計画しております。

さらに駅の利用促進を図るために効果的なパークアンドライドの取組も併せて推進してま

います。こういった目的に向けて、また、町の100年に向けたシティプロモーションと位置づけて取組を進めてまいります。

以上です。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

来年の70周年、また、西九州新幹線の暫定開業に向けたといひましようか、様々な事業については、先ほど担当課長が申し上げたとおりでありますけれども、やはりそうした一過性とは言いませんけど、当然将来につながる事業だというふうには思っておりますけれども、だけではなくて、やはりもう少し政策的なというかな本格的なというかな、駅の利活用を増やすための事業というのは必要なんだろうと思います。

先ほどから1万人署名のお話がありましたけれども、やはり町民の意向を示す前に町民の利用を増やさないといけないというふうに思いますし、これは江北町民に限らず私どもの持っている駅の機能を考えれば周辺の住民のというのも加えていいというふうに思います。

先ほど、最後にパークアンドライドの話をししましたけれども、やはりこうした江北町だけではなくて、周辺の住民の皆さんも含めたところでの駅の利用増というための取組がこれからは大事になってくると思います。特に、先ほどから話題になっております西九州新幹線の暫定開業に併せて長崎本線が経営分離をされるわけですね。そうなりますと、先ほど申し上げたように、さらにこれから我が町の駅の役割というのは多分とっても大事になるんだろうというふうに思います、乗り換えとかということを含めて。ですから、やはりそうした今の状況の変化といひましようか、を捉えた取組ということをして来年度はやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

ソフト事業も数々計画をされております。江北町のPRに向けてこれから精力的に取り組まれていくものと思います。大事なのはJRとのタイアップですね、JRと一緒にやっていくということですので、JRさんと江北町としっかり協議をしながら、今

後、江北町のPRに努めていただきたいと思います。

それでは、質問2点目に行きます。

○西原好文議長

次、行ってください。井上君。

○井上敏文議員

質問2点目です。県道多久・江北線バイパス整備に伴う地域振興策はということで質問をいたします。

本町の道路整備として上小田地区の町道門前～観音下線の整備工事が国道34号の元魚市場があった観音下地区の交差点から町道新宿～石原線までの間、493メートルが平成28年度に完成をしております。この路線については、町ではさらに北のほうへ延伸して町道新宿～石原線から門前地区の県道多久江北線まで通じる道路約830メートル区間の整備を計画していましたが、これを整備するには工事期間が長期にわたること、また、多額の費用がかかり財政的にも厳しいことから町で整備するのは困難ではないかというふうに思われます。このため、路線残りの区間830メートルについては県のほうで整備できないかとの思いから町執行部とともに整備促進期成会を立ち上げ、これまで県のほうに県道多久江北線のバイパスとしての要望をしてきました。

また、この路線は県においても原子力災害時における唐津市からの避難経路にもなることから検討を重ねられ、現在、県が事業主体となって今年8月から現地調査に取りかかっております。この道路が整備されれば町西部地区の環境も大きく変わり、この地域の振興策についてはいろんなことが考えられます。町から県に提出した要望書には工場団地の構想も記述してありました。

また、一つの提案ではありますが、本町は交通の要衝の地であり、この地の利を生かしたところの国道34号交差点近くに道の駅の構想を立ててみてはいかがでしょうかと思いますが、これは位置関係をパワーポイントで説明していきたいと思えます。

(パワーポイント使用) 県道多久江北線バイパス整備に伴う地域振興策はということで質問を出しました。

これは位置関係であります。この青で塗ってあるのが現在の国道34号、南のほうに207号ということです。黄色で書いてあるのが現在の多久江北線ということです。多久江北線はここのバイパス、国道34号に乗れないと、ここは高架になっておりますので、乗れない

ということで山口駅前を通過していったおるわけですが、ここは非常に混雑する中で、まず、この国道34号に乗れるようにということで門前～観音下線というのを前から計画をされておりました。

観音下交差点から新宿～石原線までの間、これは町で整備をしたわけですけど、町で整備したという、それなりに上小田地区の地域振興策にはつながったのではないかなと思います。工場団地もありますし、白石消防署、緊急時には救急車、あるいは消防車が来るときに踏切を渡らないですぐに駆けつけることができるということで、490メートル近くの区間についてはそれなりの効果があったと思うんですが、この先を仮に町で整備するとすれば20年以上かかると、相当な費用がかかるということから多久江北線のバイパス整備ということで、この830メートルの間を県で整備ができないかということで要望をしてきたところであります。要望も功を奏して、現在、ここの現地調査を取りかかっているということであります。前向きに動いてきているんだなという感じがします。こういうふうな路線決定がされ、こういう道路が出来上がるとすれば、この辺の地区の振興策を考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

そういう中で、丸で囲みますが、仮に工場団地の構想というふうなことでこういう形、ここが適所であるのかどうかというのは今後検討していかんやいかんとは思いますが、工場団地の構想、それともう一つ、ここの交差点の交通量が多くなるとすれば道の駅の構想あたりを持ってきてみてはいかがかなと、こういう案を提示しているわけですけど。

ここで質問であります、この県道多久江北線バイパス整備に伴い企業誘致、あるいは道の駅の構想、また、そのほかにもいろんな考えがあるかと思いますが、これらの振興策について、具体的な計画を早めに取り組まれてはと思いますが、町長の見解をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員の御質問にお答えいたします。

県道多久江北線のバイパス事業につきましては、先ほど井上議員からも御紹介をいただきましたとおり、議会の皆様方、また、県議にも御協力をいただいて県のほうにこれまで働きかけをしてまいってきているところであります。おかげさまで少しだけうっすらとではありますけれども、その事業化というの姿が見えつつあるかなというふうな感触ではあります。

けれども、いずれにしても、これは県のほうで具体的に今後進められることでありますからこの場で確たることは申し上げられませんが、これまでの様々な取組の成果があり、少し具体化に向けて動いているのではないかという感触は持っております。

これについてもちょうど私就任しました6年前の時点に話を戻しますと、観音下交差点から約500メートル区間の町の単独事業として道路整備がなされておりました。話を聞きますと、この後2期工事ということで、これをさらに延伸させる計画があるですもんねということだったんですが、先ほど御紹介があったように、費用の面から、また、工事の期間の面からいきまして、これをこのまま本当に町の単独事業でやるのかと、やれるのかということが私の問題意識でありました。もちろん、かつては我が町と県の関係もいろいろな動きもありましたし、そういう中で単独事業として言ってみればせざるを得ないというところがあったのかもしれませんが、時代は変わり、状況も変わり、県に我々としての考え方を一定整理してやっぱりまず働きかけていいじゃないかということで、町道ではなくて県道多久江北線のバイパス事業というものを私どもの町から県に提案をさせていただいたわけです。そのときは当然手前みそになってもいけないもんですから、我が町だけの状況ではなくて、先ほどありましたように、原発の避難経路の話でありますとか、当初問題になっておりました江北町の交通事故の多発であるとか、そうしたことも含めて県に説明をしてこれまで要望活動をさせていただいて、先ほど申し上げておりますとおり、少し姿が見えてきたかなというようなことになったということでもあります。ここまで皆さんに御協力いただいて進めてきた要望活動でありますから、ぜひ早期に事業化ということになればなというふうに思っておりますし、それについては、引き続き県への要望、また、働きかけをやっていきたいというふうに思っております。

それともう一点、先ほどせっかくといいましょうかバイパスができるんだったら地域振興策をと、道の駅とか工業団地とか、そうしたことを早めに計画を立てたらいいじゃないかということでもありますけれども、例えば、近隣の道の駅、大体事業費が約10億円かかります。また、工業団地についても恐らく20億円ほどの投資が必要になります。もちろん回収できればいいわけですが、やはりこれだけ大きな事業でありますから、そう簡単にここでバイパスのせっかくでくっけん道の駅ば造ろうとか、いや、そんない工業団地どん造ってというような軽々には申し上げることはできませんし、当然、我々内部ではいろんなことをシミュレーションはしております。ただ、構想をつくって計画をして発表するというような状

況にはなっちはおりませんし、特に、議員の皆様方とは毎月必ず顔も会わせていただいておりますし、そうした検討といいたいでしょうか、状況については、一定のかつがつ報告すべきことがあればこれまでもしてまいりましたし、これからもさせていただきたいというふうに思いますけれども、やはりもう時代が違ふんだらうと思ふんですよ。右肩上がりの我々の町だけではなくて、社会経済情勢が右肩上がり、言ってみれば、それ行けどんどの世の中であればバイパス造るぎ道の駅とか、そんない工業団地どん造ってみたいながありますけれども、今はなかなかそういう時代ではなくて、いかに我々のような小さな町でも、これからしっかりやっぱり生き残っていくかというその経営という視点を考えれば、そう簡単に具体的な構想とか計画ということは言うことができません。

それと、道の駅についてあえて申し上げれば、先ほど申し上げましたように、10億円ほどの予算をかけてできれば町の特産品をそこで売っていただくとか買っていただくような施設になればと思ふますけれども、どうしても町の特産品だけで1年間魅力ある商品のラインナップというのは正直難しいと思ふます。ところが、それだけのお金をかけて整備をするわけですから、今度は道の駅そのものの運営とか経営ということになるんですよね。そうになると、いやいや、もちろん町のとも売るばってん、そいだけじゃなくてやっぱりお客さんがたくさん来てくれるためには町外のもの置いてでも経営をやっぺいかんばらんということになると、言ってみれば何のためもともと道の駅を整備したのかということになるんだらうというふうに思ふます。ですから、そういうジレンマがあるんですよね。町で一定の予算をかけて町の特産品を買っていただくための施設というふうにしていたところが、実際1年間通じてお客さんに来ていただくためには町の農産物だけではなくて、いろんなどころから言ってみれば仕入れてそこで売らんばらんと、経営のためにそういうことをせんばらんということにもなるんだらうというふうに思ふます。

私は非常に道の駅というのはそういうジレンマがあるよなということもあるもんですから、特にそう簡単にバイパスができそうだから、もしくはできるんだったら道の駅と、そう一足飛びにはならないんではないかというのが私の認識であります。

あと1個だけ申し上げますれば、ただ、それでもせつかくバイパスができるわけですから、当然あの周辺は、いわゆる農業振興地域であります。これはやはり町としても一定の線を引くといいたいでしょうか、枠を決めるといいたいでしょうか、そして、我々が想定されるような、例えば、業態みたいなものも一定念頭に置いて、そこは、いや、周りは農振地域だからバイ

パスは通っばってんが全く開発できんもんねということでは、またこれはもったいないわけですから、さりとて何か乱開発みたいになるのも好ましくないというふうに思いますので、この事業化がもう少し見えてきましたら、そうした町の考え方、沿線の土地の活用といたしまししょうか、それについてやはり方針といたしまししょうか、は一定出すつもりで、今、中では検討しておるところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

一つの構想案を提案したわけですけど、そう簡単に軽々に言えないよというのは私も理解できます。相当な金がかかるというのは当然のことですが、やはり将来の展望を語るときにそういった構想について検討の余地もあるんじゃないかということで質問をしたところであります。

この工場団地については、江北町内ではSUMCOという大きな企業があります。最近の半導体不足に鑑み、伊万里では約2,000億円かけて新たな工場を造り、500人から600人の雇用を生み出すというふうなことが報道されておりました。SUMCOは今、非常に優良企業であります。江北町内にもSUMCO、現在工場で操業しておりますけど、聞くところによると、九州電子時代からの施設もあり老朽化をしていると、改築あたりもしていかにゃいかん、その辺の構想についても今語られるというふうなことも耳にします。そういうことも鑑みですね、以前、SUMCOが伊万里に増床工事をするというときに、あるいは江北町の上小田にSUMCOの社員寮があったんですね。それが老朽化して移転するというふうなこともありました。そういうふうな時期に以前議会も執行部と一緒に伊万里のSUMCOに要望に行った経緯があります。そのときは社長さんも出てこられたと思いますけど、そういった要望をする中で、一つは社員寮有明荘と、こう言っておりましたけど、SUMCOの社員寮は折衷案として伊万里と江北町の中間の武雄市に造ったと。それが要望したからできたのかどうか分かりませんが、そういうことも併せて過去に要望活動をした経緯もあります。SUMCOは今非常に動きがある中で、町としても誘致活動の一環として大きなのは無理にしても、町長言われる大きな企業の下請の誘致あたりも今後取り組んでいかにゃいかんというふうなことも言われておりましたので、SUMCOあたりに対してアクションを起こしていくというのも一つの案ではないかと

思います。これが一つの提案であります。

それと、道の駅構想もそう簡単にはいかないと思います。いかないと思いますが、一つの案として、今、農産物直売所「だいちの家」がありますけど、「だいちの家」、非常に売上げも好調と聞いております。ただ、立地的にネイブルと駐車場が競合するために駐車の関係、お客さんの関係でトラブルもあっているということも聞きます。また、大型バスがそこではなかなか駐車できないということから、大型バスあたりも止まれる、あるいは「だいちの家」の移転等も考えて道の駅構想あたりを考えてみられてはということで提案をしたわけです。私の再度の提案について見解を求めます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど答弁したとおりではありますけれども、なかなか先ほどの1万人署名もそうなんですけど、要望するとかお願いをするというだけで、それこそ相手は超大型のというか大企業が、私も例えば、大親友からとか身内からたつてのお願いがあるなら、ちょっとそれはどうかと思っても、そいないばということはあるかもしれませんが、これはやはりお互い組織と組織の問題でありますし、言ってみれば経営の問題であります。私、先ほど県に要望と言ったのは単純にお願いをしているわけではないですよ、御存じのとおり。県としてのバイパス事業の必要性も町のほうで整理をさせていただいて、こういう考え方でできませんかねと言ってみれば提案をさせていただいたつもりであります。

それと1万人署名と、その上で後押しの要望というのはあるかもしれませんが、要望したから何かが実現するということは、少なくとも自分の経験上はありません、だけではですね。ですから、やはり具体的なお互いに益のあることではないといけないわけですから、そうしたものを相手の益までこちらできちんと説明をさせていただくということが、それが本当の要望なんだろうと思うんですけれども、単純にお願いという意味での要望だけでは私はなかなかそういう大きなまさに事業であるものですからその実現は難しいというふうに思いますし、そういう構想というものを打ち出すということは当然我々としても一定のそういう勝算といいましょうか、があつてのことなんですよね。

ですから、先ほどの御提案のもちろん道の駅を今排除しているわけでも、工業団地を排除しているわけでもありませんけれども、御提案で道の駅はどうだと聞かれても道の駅いいで

すねと、じゃ、道の駅やりましょうかということではなくて、やはりそうしたことをいろいろ検討することの中には入ってはいるというふうに言って構いませんけれども、さりとてそれ以上でもないというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

2つの提案をしましたが、そう一朝一夕にいくものではないというのは私も十分理解をします。ただ、そういった構想の議論あたりも今後しっかりやっていただき、江北町として営業をしていくということも大事ではないかなと思いますので、その辺を今後しっかり取り組んでいただきたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員が今回私にどういふ答弁をちょっと期待しておられたのか分かりませんが、先ほど申し上げましたとおり、当然、中ではいろんな研究、調査、議論、検討もしておりますし、様々な事業を実現するための営業もやらせていただいております。

ただ、申し上げたとおり、例えば、止まってもらいたいとか行かないでほしいとかという、その気持ちだけで何か相手が動くというような小さなことではありませんし、時代としてもそういう牧歌的な時代ではないんだろうというふうに思いますから、これはやはりビジネスということなんだろうと思います、経営といいましょうか。ですから、我々の思いを遂げるためには、具体的に、したたかに、慎重に、やはりそうしたやり取りをしていくことだと思いますし、その中の一つに要望というものはあるというふうに整理しております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

こういったことを議会で議論をして、そして、先ほど言いました、一朝一夕にはいかない案件であれば大きな案件でありますので、こういうのを議会で議論しながらいろんなこと、

構想あたりも考えてできない部分も多くあるかと思います。ただ、議論することは必要なことではないかと思いますので、今後、こういった議論をさらに深めていきたいと、このように考えております。

以上、質問を終わります。

○西原好文議長

4番井上敏文君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時15分。

午前11時2分 休憩

午前11時15分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

5番坂井正隆君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○坂井正隆議員

午前中最後ですけど、改めておはようございます。一般質問に入る前に、門前～観音下線の一部距離が井上議員は493メートルということで、私が487メートルということになっておりますけど、これは担当課に聞いての距離で6メートルほど差がございますので、どちらかに数字は統一をしたいと思いますので、担当課の課長の説明をお願いします。

○西原好文議長

武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

それでは、私のほうから説明させていただきます。

まず、井上議員が言われました493メートルにつきましては、開通式の際に概要として説明した延長でありまして、交差点を含む延長でございました。今回、坂井議員が出されます487メートルにつきましては、道路台帳上の実際の延長でありまして、実際の門前～観音下線の延長は道路台帳を利用しまして487メートルとしたいと思います。よろしく申し上げます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

ありがとうございました。

それでは、早速本題に入らせていただきますが、町道門前～観音下線に関して質問をいたします。

門前～観音下線は、平成29年3月31日、計画の一部487メートルが供用を開始されました。当時、岩屋団地跡地に企業誘致の最適地として、新潟市の佐藤食品工業まで町長をはじめ我々議員10名で米飯工場誘致に向け陳情を行った経緯があります。その後、工業誘致についてはお断りの話があったと思います。その後の進展もないまま現状のようであります。

町道門前～観音下線については、町が企業立地を調査し、県道多久江北バイパス促進期成会が設立され、地元県議の後押しもあり、県の工事として測量をしていただくことになりました。コロナ禍の中でテレワーク、いわゆるおうちでの仕事が多くを占めるようになり、家事もおうちでというように社会現象となっております。こういう中で、パック詰め御飯の需要が多く生産が追いつかないというふうな状況にあるということを知り及んでおります。今が工場誘致の絶好のチャンスだと私は考えております。町長、ぜひとも工場誘致に向けて、再度、新潟まで陳情に行く考えがあるか、伺いたいと思います。私たち議員としても同意を得られれば同行して陳情したいと思っておりますが、その辺の考えをお尋ねいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

坂井議員の御質問にお答えいたします。

ちょうど今から6年前、1期目就任をさせていただきましたけれども、3月1日が任期の始まりなものですから、恐らく就任直後に3月議会があったんじゃないかなというふうに思いますし、その際初めて坂井議員も御質問をいただきまして、この件に限らず今までいろいろやり取りをさせていただいているということです。

3月議会が終わって3月のうちでしたけれども、実は私に対外的に初めてお会いしたのは佐藤食品の佐藤社長であります。もちろん県内のいろいろ関係者の主任挨拶とかを除けば県外に赴いての御挨拶に伺ったのは、新潟まで行きまして佐藤食品の佐藤社長に就任の御挨拶をさせに行っていたというのが始まりでありました。といいますのも、先ほど御紹介をいただきましたように、前町長時代に議員の皆様方も一緒に新潟にも赴かれたということも聞いておりましたし、前町長が何かのときに、やり残したことはというふうに聞かれたと

きに、佐藤食品さんの米飯工場ということを言われたということも聞いておりましたもんですから、ここはやっぱりしっかり私も引き継がせていただいて、ぜひ実現に向けやっていきたいという気持ちもありましたもんですから、イの一番に誰よりも先に佐藤食品の佐藤社長にお会いしたということでもあります。その後、何度行ったですかね、実は1年に1回は必ず新潟のほうにもお邪魔をしておりますし、先般はちょうど創立70周年ということでありましたもんですから、式典にも呼んでいただきまして参列をさせていただいております。

また、これはちょっと公然のことですからいいと思いますけれども、佐藤社長は大変ゴルフがお好きでありまして、また全社的にもゴルフを奨励されておりますので、こちらにお越しの際にはよくゴルフもなさるということで、お越しの際には実は私のほうからお会いして、プレー前の短い時間ではありますが、こちらにお越しだという情報が入れば必ずお会いするようにしております。それこそこちらのいろんな懇親会みたいなものも開催をされておりますときにはそちらにもお邪魔させていただいたりということで、個人的ではありませんけれども、私は私で今、佐藤社長とも一定のといいましょうか、関係を構築させていただいているかなと勝手に私のほうは思ったりしております。

当然、そういう中で以前からの町の言ってみれば懸案といいましょうか、課題といいましょうか、それについてもお話をさせていただく機会もありますし、私が今こうやって町政を預らせていただいている立場上、また、その責任上、また、その権限の中でお話をさせていただいているようなこともなくはありません。ただ、これは大変微妙なことでもありますし、何よりも相手があることであるもんですから、ここでどうこうというふうには申し上げませんが、冒頭申し上げましたように、これら町としても、また、前町長のお気持ちとしても、やはり何とかということはそのまま私は受け止めさせていただいておりますので、私なりのやり方で取組をしているつもりであります。なかなかこういうのはタイミングとか、風とか、そういうものも含めてのことなもんですから、先ほどから言っているように、来てもらいたいと言っていいだけならいつでも来てもらいたいですが、それは。ただ、そうでは済まないもんだから、だから、今いろいろ動きをしているということです。

残念ながらコロナで思うような、そうした特に県外での活動ということがこれまでできなかったもんですから、そこは少し自分なりに面映ゆいところはあるんですけども、少しそうした県外での用務といいましょうか、セールスといいましょうか、そうしたことも年も明けますし、これからは特に70周年でもありますし、そうしたこともまた再開したいなとい

うふうに思っておりますので、またそうなれば当然最初にお会いしたいといひましようか、お会いせんといかんと思っているお一人が佐藤社長でもあられるものですから、そこはしっかりまたお会いして、これまでの関係を温めたいというふうに思っております。

答弁になりましたですかね。よかですか。（「また聞きます。まだ時間はありますから」と呼ぶ者あり）いや、ひとまず御質問にお答えできていたようでしたら、まずは答弁はここまでにさせていただきます。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

答弁については前議員も同じような私の質問をされておりましたので、それぐらいの答弁で十分かなと思うところでございますが、門前～観音下線の残り830メートルほどありますが、それが県道多久江北線バイパス事業として県でされるようになったわけですが、町はこの計画を生かして特に企業誘致をする具体的な計画、それと、小田地域、江北町北部発展のいずれのためにも、ここで計画の時間はかかるかも分かりませんが、私はコロナと言いながら、やっぱり御飯を家で食べる機会が多くなったというか、そうならざるを得なかったというふうなことで、今ここでやはり手を挙げて御飯だけに盛り上げていかんといかんかなと思うところですけど、ぜひやはり計画を立てて佐藤食品を呼ぶと、誘致をするというふうなことになるれば、工業用水あたりも当然必要であろうし、工業用水も近くに通ってきておりますので、それなりの導入ができるかな、導水ができるかなと思うところですけど、この際やはり、先ほど町長の答弁にもコロナでねということですけど、このコロナという災いを転じて福なすというふうな観点から、ぜひ小田地域の発展も含めて、私たちは駅南に負けないような町にもしていきたいと。以前、杵島炭鉱がある頃は、小田地域はとにかく小田地域の城下町が、あるいは炭鉱の城下町が上小田地域、小田地域だったと思います。そういう観点をぜひ私たちも小田に再度にぎわいのあるまちづくりといひますか、そういうふうな商店等が幾らかでもできれば、高齢化社会に向けての、やはり買物難民とか、そういうふうなものがないようにぜひ計画をしていただきたいと思います。それは一朝一夕でできることではありません。ただしかし、この機会に県で工事をしていただくというふうなことのつとめて事業をやるわけですから、江北町だけのことやなくて、やはり唐津、多久も含め

てのそういうふうな計画をして小田の町がますます発展するように計画をしていただきたいと思いますが、その辺の考えをお伺いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどタイミングがあるというふうなことを言いましたけれども、そういう意味では、先ほど坂井議員がおっしゃったタイミングというのは、今こそそのタイミングかもしれないというふうに思っております。というのが、コロナもこのまま最終収束ということかどうかは分かりませんが、かつてのように、言ってみれば町から一歩たりとも出られないような状況ではなくなりましたものですから、そういう意味では、先ほども申し上げましたように、実際今年の秋は大分、県外の用務増えてきましたし、コロナという意味でいけば少しそうした活動も状況が許すようになったのではないかなというふうに思います。

先ほど来話に出ております県道多久江北線のバイパス事業、決まったとおっしゃいましたけど、まだ決まったわけではなくて、何というんですかね、決まりかけているというのもちょっと違うかもしれませんが、やはりそこのこれから事業化の状況とかということがまた一つ要素としてあるだろうというふうに思いますし、もちろん先方のいろんな状況もあるんだろうというふうに思いますけれども、ここで具体的なやはり活動を再開するに当たって、情報収集といいたいでしょうか、再開宣言とまで、そこまで大げさに言う必要はないと思いますけれども、来年はそうした、言ってみればセールスもまた増やしていきたいというふうに思いますから、そういう意味で、今がタイミングという意味でいけばタイミングだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

町長の答弁にセールスをしていきたいというふうなことですけれども、そのセールスには私たちがぜひ加わって一緒にコラボをしながら取り組んでいきたいと思いますので、その辺も含めてお願いをして、短い時間でしたけど、これで終わります。

○西原好文議長

5 番坂井正隆君の一般質問をこれで終わります。

昼食のためしばらく休憩いたします。再開13時30分。

午前11時31分 休憩

午後 1 時30分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

6 番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

皆さんこんにちは。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、空き家問題における不良度判定委員会の構成についてお伺いいたします。

判断能力が不十分になられる方、また、管理が難しく建物の宅地を一括寄附等の話が議会答弁でなされ、また、過去答弁において実態的な調査を実施し、実行段階では専門的な人たちの意見を聞きながら判定していきたいとの回答が西原議員の質問のときに田中前町長がお答えになっております。今後このようにかなりの高齢化問題、一括寄附問題等の話が多くなる可能性があることが考えられる中で、対象が個人財産であることから多くの専門家等の意見を伺う機会が多くなると思います。

江北町空き家等不良度等判定委員会設置要領に基づく委員会の構成は、第3条2項において構成員は副町長、総務政策課長及び町民生活課長とされています。また、第5条、会議も4項において空き家等の所在地区の区長及び民生委員等に意見を聞くものとなっています。全て個人財産が対象であり、検討課題が発生してからの対応ではなく、専門家、地元の方々等々で構成しスムーズに対応すべきではないかと思います。また、ちなみに法律である空き家等の推進に関する特別措置法に基づくと、第7条、協議会、2項において、協議会は、市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要とする者をもって構成されるとされています。我が町のただいまの考え方を伺いたいと思います。答弁よろしくお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

それでは、早速でありますけれども、三苦議員から聞かれた空き家問題について答弁をさせていただきます。

江北町空き家等不良度判定委員会の構成委員は、先ほど議員が言われましたように、4名で構成をしているところであります。委員会では、立入り調査を行うか否かの判断、空き家等が不完全な状態であると認める判断、助成を行うか否かの判断などを行っているところであります。

この判断をする過程で、法律関係、不動産関係等については、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、建設業関係者などの意見を参考にし、不良度判定委員会で不良空き家に対する対応方針を決めておるところであります。

町が定めた空き家等の適正管理に関する条例につきましては、国が定めた空家対策等の推進に関する特別措置法より早い平成25年度に施行され、法とは細かい表現などに相違があるなどから関係性が分かりにくくなっているところがあり整理が必要だと思っております。

今後、有識者を含めた協議会の設置を含め、空家等の適正管理に関する条例について整理し、空き家問題の解決に向けて推進を図っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

本当に今の時代何かと大変だと思います。行政の方たちも仕事が増えて大変だろうとは思いますが、やっぱり我々は町民の代表としてここに10名来させていただいております。いろんな方のお話を聞くんですね。そのときに、あ、そうねだけでは済まないんです。だから、本当に町長やないけど、この一般質問じゃなくて、日頃ちゃんと行政に声を届けてくださいというお言葉をいただきましたよね。みんなも知っていると思いますが、でも、そうなるやっぱり何となく、議員と思ってきんさつとやろうかと前に言われたことがあったもんですから、やっぱり私たちが町民の声を届けるのはこの場しかないと思っていますので、嫌ごとばっかしのようなものでございますが、この規定では構成員は町長は入っていらっしゃいませんよね。副町長が代理かもしれないけど、町長があって副町長ですので、やっぱりこのときはトップが入っていただいて、皆さんも関係者、そして、条例があるように、不動産のこちらの中から議員たちも入れ、それから、町民、それから、一番大事なのは弁護士さ

んだとかそういう専門的な人が入っていないと、我々がどんなに逆立ちしても解決できないものがたくさんあると思いますので、課長、その点これからいろいろと検討していただければいいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

じゃ、1問目の2番ですので、議長、先に行っていていいですか。

○西原好文議長

はい、どうぞ。三苦君。

○三苦紀美子議員

続いて、空き家の処理状況についてお尋ねいたします。

昨年の台風時期、近隣の方から屋根を覆っているトタンが部分的に外れ危惧しているとの声が役場に届けられ、すぐに現地調査に出向いていただき、本当に悪い状態を確認していただいたということで大変早急な対応にありがたいと思っていました。そのイメージがあったものですから、それから処理が進んでいるものと思っていました。しかし、今年10月末、問題処理ができず進展していないとの話が届けられました。昨年、現地確認された以降の経緯はどのようになっているのですか、説明をお願いしたいと思います。名前は伏せておいていただきたいと思います。

とりあえず、当物件は2017年2月21日、議員例会において説明された江北町空き家等実態調査業務の概要報告においてデータベース化された中に包含されている物件であると思います。資料を作成され4年を経過しています。当該物件の現時点までの取扱いの経過はどのようになっているのでしょうか。この中でいつ懸案問題、これは抵当権問題であります、ここを抱えていることを確認されたのでしょうか、経緯の説明をお願いしたいと思います。

江北町空き家等不良度等判定委員会設置要領第2条、委員会の掌握事務における該当物件1件、条例第7条、立入り調査を行うか否か。(2)条例8条に規定する空き家等が管理不全な事態にあると認める判定会議において権利問題を抱えているとの把握はなされなかったのでしょうか。把握された時点で委員会において対応等について検討はなされないのでしょうか。されていないとなれば誰が何に基づいて判断し、今後の対応について地元関係者に説明をされたのでしょうか。

地元の方は難しいという説明のみが記憶に残っていらっしゃるようで、来年の台風時期にまた同じことが繰り返されるんじゃないかと、とてもとても心配されています。他の地域にも同様の案件があるのではないかと思います。江北町空き家等の適正管理に関する条例第1

条、目的で、生活環境の保全と健康で安全な住民生活を保持することを目的とするとされており、早急な対応策を示してほしいと思っています。権利問題で対応が非常に難しい物件であることは分かりますが、江北町空き家等の適正管理に関する条例第8条、助言又は指導に基づき早急な対応を図っていただきたいと思います。答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

三苦議員の質問にお答えします。

この物件につきましては、私も先日現地のほうを確認させていただきました。これまでの流れを説明させていただきます。

御質問の物件につきましては、平成26年10月に地元区長から空き家の立入り調査の依頼がありました。そこで、同年26年11月に開催した不良度判定委員会におきまして、管理不全な空き家として判定された物件であります。現在までに相続人には手続を進めるように行政からも指導を行ってきました。この間、地元区長についても説明は行ってきているところです。

直近の状況を説明しますと、令和2年8月に所有者の相続人と連絡を取りまして、来月9月に江北に来て屋根を修理しますという連絡もありました。令和2年9月には役場のほうに來られまして、屋根等の応急修理を町から依頼しております。解体と土地の売却を検討しているが相続手続に時間がかかるというふうに説明を受けたところです。令和2年9月、同月ですけど、所有者の相続人に電話し相続登記に係る費用を大体このくらいかかりますよというふうからお伝えをしております。令和2年12月、所有者の相続人が司法書士に面会し、相続登記について検討するという旨連絡がありました。令和3年11月には所有者の相続人に空き家の管理依頼について郵送を町からしております。同年12月には所有者の相続人に対し電話連絡で空き家の管理について依頼をしました。そのときに、12月に来庁しますと、そのとき屋根の補修等について対応を行う。それと、解体については費用がかかるということで時間をいただきたいということでありました。解体に係る費用については補助金があるというふうに説明は行っております。

現在、相続人のほうでは、相続の手続を専門家に相談されている状況であるとお聞きしておりますが、担当課としては、相続の手続に問題となっている内容に助言を行い、問題の解決を図りたいと考えております。それまでの間は、近隣の住民の安心・安全を守るために今

年4月に条例に追加しました緊急安全措置に基づいた措置を行い見守っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

御説明ありがとうございました。まだまだ手の届かないような状態で、すぐに、あつというようにできる仕事じゃありませんので、よく分かりますが、町長、条例第7条の立入り調査により空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者に対し空き家等の適正な管理について必要な助言または指導をすることができるということで、8条の助言又は指導についてありますが、このことについて町長はどうお考えか、お気持ちをお聞かせください。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

我々行政が解決すべき課題は山積をしております。そうした課題に対してそれぞれ担当課が分担をし、また、それぞれが担っている課題についてもそれぞれ一歩でも二歩でも事態が改善するように進めているところであります。

三苦議員の御質問は、現状を見て何も変わっていないということからの御質問だったというふうには思いますけれども、現状変わっていないということの中には2種類あって、何もやっていないから変わらないということと、いろいろやっているけど残念ながら今の時点、まだ事態が変わっていないという、2つあると思いますが、少なくともこの件に関しては後者であるというふうに思っております。これまでの経過については、先ほど担当課長が申し上げたとおりでありますし、答弁については、恐らく細心の準備をして臨んだんだろうなというふうに思います。というのが、先ほど御質問をいただいた指導であるとか、助言という言葉を使って答弁をさせていただいているわけありますので、先ほどの担当課長のとおりと、これまでの経過は御理解をいただきたいというふうに思います。

さはさりながら、台風シーズンはひとまず過ぎましたけれども、また来年には同じような

台風がやってくる季節が来るわけです。ですから、私どももこの事態が具体的に変わっていないということを看過するつもりはありませんので、先ほど来関係者の方とはやり取りをしておりますけれども、やはり一定、例えば、期限を設けさせていただいたりとか、それでもなお事態が変わらないといった場合には、安全・安心の観点から私どもの新たな措置として緊急安全措置ということもできるようになりましたものですから、そうしたことも辞さない構えで現在のところは先方とやり取りを、それこそ助言なり指導なりをしながら権利関係の整理をしていただくのを今のところは事態を見ているというふうに理解をしておりますし、ぜひそう理解をいただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

御答弁ありがとうございました。とにかく一町民の方は台風のとくにまた同じことがあつたらどうするというようなことで、とても心配していらっしゃるんですね。その心配を訴えられると、何か私に力がないような気がしてしょうがないというのは、ちょっとその方に失礼ですけど、多分隣のができないのは抵当権かなんかに入っているからじゃないかなと思うんですよね。だからこそ、さっき言うような専門的な弁護士とか、そういう方を委員の中に入れておくと、それはスムーズに調査できる権限があるわけですから、ぜひその立ち上げをと思うけど、これは課長じゃなくて町長ですね。ぜひその立ち上げをやってほしいと思います。そしたら数は力だと思いますので、お考えをどうぞよろしく願いいたします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの1問目の御質問のときに補足で御説明しようかなと思いつながらではありましたが、御存じのとおり、空き家問題というのは特に全国的な問題ではありますけれども、今地方でそうした問題が深刻化をいたしました。そうしたこともありまして、国の特別措置法ができる前に地方自治体、私どももそうですけれども、独自に条例を制定して、要はちょっと言葉は適切かどうか分かりませんが、国の法整備は待ってられないというような

ことだったんだろうと思います。当時は私も別の役所におりましたけれども、近隣の市町でいろいろ勉強会を開いたりして自分たちで必要な条例をつくろうじゃないかというような機運が高まりまして、近隣の市町も合わせて法律の制定の前に条例を制定したわけであります。同じような経過をたどったものとして情報公開条例がありますね。これも地方自治体の情報公開条例のほうが多分法律よりも早かったと思います。やはり住民の皆さんのそうした信頼に応えるためにはきちんとした行政が持つ情報を公開せんといかんということで、地方自治体のほうが先に制定の機運が高まりまして、情報公開の法律はその後だったんじゃないかなと思います。ちょっと今時系列的には少し整理ができておりませんが、だったのではないかと。

それで、そのために、これはまた後で同じような質問もいただくようになっていると思いますけれども、条例が先にできていたものですから、必ずしも後でできた法律が私どもの条例をまねてつくられたわけではないものですから、定義する言葉とか、そうしたものに少しそごがあります。基本的には法令は1つの言葉には1つの意味しかなくて、同じ意味だったら言葉は一つというのが本来はルールなんですよね。ところが、そこが少しそごがあるものですから、条例に基づいてどうこうとか、法律に基づいてどうこうというようなところがありますものから、ここはやはりきちんと整理をする必要があるなというふうに思っております。

先ほどあったように、今回、議員の御質問は不良度判定委員会に法律や不動産関係の有識者の参画をという御質問でありましたけれども、少し私こども整理をせんばいかんと思っております。何でかという、不良度判定委員会なんですよね。その不良度を判定するのに法律はあまり関係ないと思っております。それよりも空き家問題全体に対する方針を決めたり、何というのかな、私のイメージだとその不良度判定委員会というのは、あくまでもその不良度を判定する委員会であって、その上部組織というんですかね、として空き家問題全体について、それこそ専門的な方にも入っていただいて方針を決めるとか、議論をするとかというようなことは、また別に組織が要るような気がいたしておりますし、実は市町の中には空き家対策協議会というような名前で不良度判定委員会とは別に会をつくっておられる自治体もあります。ですから、先ほど課長が答弁しましたけれども、やはり条例と法律のそごといいたしましうか、そこをまず整理をさせていただいて、その中で現在あります不良度判定委員会の位置づけであるとか、また、それとは別に空き家対策全体を議論するような組織と

いいでしょうか、そうしたものを別につくるようなことも検討する必要があるというふうに思いますし、そうしたことの中では、やはり有識者の活用ということはぜひさせていただきたいと思います。

そう言いながらも、実は今でも不良度判定委員会が今はそうした母体になっているものですから、これまでも個別には弁護士等にも相談をした案件があります。弁護士に相談をした件数が2件、また、司法書士に相談した件数は2件ということで、そうしたことは個別には有識者のお知恵も借りているということは御理解をいただきたいと思います。

それと、先ほど不良度判定委員会に何で町長が入っていないのかと、別に責任逃れをしているつもりはなくて、恐らく私はその町長という名前がいけばいろんなそういう強制力を伴う権限を行使せんといかんものですから、恐らくそれとは別に第三者的にといひましょるか客観的に判定をするということで、ちょっとこれは前つくられていたものですから直接の趣旨は分かりませんが、恐らくそうしたことで一定の客観性を確保するために入れられていないのではないかなというふうに思います。いずれにしても、条例と法律の関係の整理をやっぱりしていく中で、そうした空き家対策も充実をさせていかんばいかなというふうに思いますし、ほかの自治体の事例もそこは見ながら、また立てつけを新たにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

御答弁ありがとうございました。とにかく私たちは、私と同じ一番底辺な方たちの意見を聞いて、やっぱり何とかしてあげたい、何とかできないかなという、その思いは強いですね。だから、そういうときに、幾ら町長であれ、副町長であれ、やっぱり弁護士とかなんとかの本職のほうと違うものですから、その方たちの御意見を聞いて、そして、こうですよということであれば少々納得されるのかなという気がしますけど、今のところ、来年のまた台風が来たらどうしようとか、その恐怖に思っらっしゃるのを私はどうしても支えることができないんですね。だから、皆さんたち、課長からとか町長の答弁を聞きながら、その方もこのテレビを見てくださると思いますので、あ、自分たちのことも全然疎外視されていないということをぜひぜひ本人さんたちにも知っていただきたいなという思いでしたので、できれ

ば何か今よりか一歩二歩進むような解決策ができればと思いますので、本当に怖がっていらっしゃる方をどうして助けていいか分かりません。その方法も分かりませんし、また、私たちはここで皆さんにお願いして討論しながらいいほうに持っていくということしかできないものですから、課長、大変だと思いますが、ぜひそういうことで今案件が残っているような状態はまたチェックして一歩でも二歩でも先に進むように、お仕事大変だと思いますけれども、我々も私たちでできることはかなり協力させていただきますので、ぜひ町民の困っていらっしゃる、町民の涙を忘れないでいただきたいと思います。

権利問題であり第三者不介入と考えられますが、当事者は死亡されており相続問題等については近隣の方々にも分からないと思います。行政は空き家の存在を確認されており、このまま放置したときに近隣の方々に被害が及ぶ結果は明らかであり、該当物件の関係者へ対し助言または指導を行い、早急な解決を図っていくべきと考えます。まさに当問題が不良度判定委員会において法的な対応を議論するためにも委員会の見直しが必要だと考えますが、要するに、委員会の見直しについてのお考えは先ほどからおっしゃっていますが、とにかく町民のための町政ということで、困っている人が少ないからじゃなくて、困っている人が少ないだけ愛の力を注がなくなっちゃいけないと思いますので、ぜひ何かのときにはまた相談に伺いますので、よろしく一緒に検討していただければと思います。

1問、これで終わります。

○西原好文議長

そしたら、次に行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、2問目に移らせていただきます。

道路を覆う樹木等の取扱いについてという題でございます。

樹木等が道路を覆い危険を感じる場合があります。これら樹木の管理について隣接土地所有者へ行政として指導は行えないものかの質問でございます。

軽自動車でも樹木、特に竹が道路を覆うと雨の日にはさらに低くなり、そしてフロントガラスにも当たるような場合があり、落ち葉でまたスリップする危険性も増すということの声を届けられました。配送車は日常の走行でもボディーをこすり走行に気を遣うとの話を伺ったこともあります。

山間部では、白木地区に通じるゴルフ場、あとその道路、花山球場から白木に通じる道路

沿線まで青パトでこちらの5番議員とともにしっかりと見ながらパトロールをしたのが先日でございます。交通事故も今のところはなくてありがたいと思いますが、そういう町内を実際に見て感じた私たちの仕事として、もう一度原点に戻り考えていただければと思います。

高齢化が進み樹木の管理が難しくなっている昨今ではありますが、隣接土地所有者へ樹木の管理指導を行政で行えないものか、仮に難しいということであればどのような手だてがあるのか検討するべきではないかと思っておりますので、お考えをお聞かせください。よろしくお願ひします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

三苦議員の御質問にお答えしたいと思います。

樹木等の管理について行政で指導は行えないかということでございます。公道上に張り出している樹木につきましては、道路法及び民法の観点から行政側で勝手に切除することはできないため、土地所有者本人へ通知し、適正管理を促しております。本年度も上惣地区の町道沿いの土地所有者2名に対し通知を行い、所有者本人に対応してもらったという経緯もございませう。町民の皆様に対しましては、草木が繁茂する夏場前6月の区長会及び広報にて啓発を行ってきました。来年度以降も継続的に行っていきたいと考えております。

また、令和3年4月に民法が改正されまして、隣地の竹林の枝が境界を越えるときは、越境された土地所有者側で自ら切除できるという特則が追加されておりますが、法が施行されるのは約2年後と聞いておりますので、施行されれば行政側の積極的な対応が可能になるかと思われませう。それまではこれまで同様、土地所有者のほうで対応していただくという町の基本スタンスには変わりなく進んでいきたいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

御答弁ありがとうございます。雨の降った後に通ってみてください。本当に大変です。私もこういう仕事をしている手前、我が家の樹木も町道にはみ出ておりましたので、慌ててカッティングさせていただきました。

そんな感じで、何かきっかけがあると自分の家を見直すということがあるんですよね。ただ、本当に町道で公道を通っていて危ないようなところはやっぱり我々とともに解決すべきじゃないかなと思っています。だから、あそここのところで地区の人が、何か言ったと心配そうに議会の前に聞かれました。だから、どういうことで見に行かれたのかどうか分かりませんが、私はありのままを書いて出していますので、地域の人から言われたわけじゃない。私も見て5番議員も見て、そのとき、やっぱりみんなが言いんさるごと危なかねということを実際に体験しているものですから言わせてもらっていますので、ちょっと行政さんは何でそがん言いんさったのかな、何ば言いんさるというたごた感じでちょっと聞かれましたので、そんな問題じゃないと思います。やっぱり事故が起こってからでは遅いんですよ。あのとき言うとしたろうがじゃ済まないんですね。だから、本当に私たちの言うことはささいなこと、このくらいのことば言うてやと思ひんさるかもしれんけど、そのささいなことの積み重ねで町はよくなっていくと思いますので、ぜひそれはやっていただきたいと思います。だから、町道の上にかかってきた部分は、本人さんが切らなかつたら公的に執行できるんじゃないですかね。私の勘違いかな、お答えください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

議員の追加質問にお答えします。

先ほども私は少し話させていただきましたけれども、令和3年4月に民法が改正されて、そのときに、その内容は隣地の竹林の枝が境界を越えるときは、越境された土地所有者側で自ら切除できるという特則が追加されておりますけれども、ここの施行がまだされておられません。施行がされるのが大体2年ぐらいかかるということで調べたらありましたので、2年後、例えば、4月ですので、令和5年4月とか、そういったふうになれば法律にも上がってくる、そしたら、町としてもその行動に向けて幾らか進めるんじゃないかというふうを考えております。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

すみません、本当に町が委託した各箇所は伐採ができてきれいにすっきり爽やかな感じで通らせて、運転しながらでも気持ちがいい思いで走らせていただいておりますが、先日、議員例会で西原議長もおっしゃっていたビッキー、町のキャラクターのビッキー、あれを御覧になったでしょうか。多分、議長が言ってくれたから皆さん御覧になったと思うけど、半分隠れているんですよ。そしたら意味ないんですね。せっかく子供たちもビッキーがいるとか言っているのに、今、もうビッキーじゃないとまでは言いませんけど、ほとんど隠れていますもんね。だから、それは業者さんがいらっしゃるので、どんなですかね、あれはもう早急に周りだけは何とか見えて、あのビッキーを助けていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

ビッキーの看板については、看板の前のちょっと木が生えているところの土地所有者の方と協議を持たせていただいているところでありますけれども、交渉が今うまくいっていないというのが現状でございます。

今後とも引き続き交渉は続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

そしたら、その話がずっとまとまらなかったらあれをそのままにしておくとか、早急な手だてというのは町長とか副町長に御相談なさって前進してほしいと思いますけどね。子供たちは見えん見えんと言っています。上だけは見えるからいいんですけど、そんな感じで、せっかく我が町のキャラクター、ビッキー君ですので、ぜひそうしていただければと思っております。

先ほどから言っておりますように、課長、「どうしよう！うちが空き家に！？」というような、これは県から行政に回ってきていますか。（資料を示す）これは担当課に県から来ていますか。来ていない。じゃ、ぜひもらってください。漫画になっていますけど、とても内

容が充実していますので、ぜひ催促して、後で渡しますので、ぜひそういうことで我が町も他町よりか、先ほどから何回も出ておりますが、一步前進した町でありたいと思いますので、行政のためにも、我々のためにも、町民のためにも、いい政策をぜひ皆さんと力を合わせてやっていければいいと思いますので、今後ともよろしく私たちの声をお聞き届けいただきますようお願い申し上げます、議長、これで終わらせていただきます。

○西原好文議長

6番三苦紀美子君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時20分。

午後2時10分 休憩

午後2時19分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

先ほど三苦議員のほうから基盤整備課長に冊子のことでお尋ねでしたけど、基盤整備課長から答弁をさせます。

○基盤整備課長（武富 元）

すみません、先ほど三苦議員のほうから、「どうしよう！うちが空き家に！？」という漫画で書いてある本でありますけれども、係のほうに確認をしましたら、現在、活用しているということでありましたので、御報告させていただきます。

○池田和幸議員

7番池田和幸君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○池田和幸議員

池田和幸でございます。よろしくお願いいたします。

始める前に、今議会から大町町議会さんがケーブルワン放映になりました。うちは少し前に行っていますけれども、杵島郡白石、江北、大町、3町ともケーブルワンで見ることができます。ぜひよければ見ていただきたいと思います。

それでは、1問出しておりますので、質問したいと思います。議会ICTに向けたタブレット導入は。

タブレット端末導入の目的は、ICTシステムを導入し、その利便性を生かして議会機能の強化を推進する。また、資料の電子データ化により、執行部側との情報共有をより円滑に

推進ができ、的確な情報提供が行われる。議会機能の強化は、議会の活性化や議員の資質向上、議会運営の効率化等が上げられる。執行部側には、ペーパーレス化を目的として、準備に係る作業や用紙代などの費用といった経費を削減できると思います。

今年度の総務常任委員会視察研修は、11月22日に有田町議会へ「議会におけるタブレット端末の導入について」を目的として行いました。有田町議会の端末導入の経緯は、平成29年4月の議会全員協議会で協議され、研修等を行い、平成30年11月に議会での導入の意思確認を終え、翌平成31年3月議会の新年度予算で可決となりました。議会への導入は、令和元年9月から開始されていて、最初の協議から2年半を要しての導入開始となっています。

初期費用等の経費状況は、議会側では会議システムソフト利用料が月額2万9,600円で、50人まで利用が可能であり、タブレット通信費は月額9万8,100円で、全員の通信料とレンタル料を含んでいる。執行部側は、会議システム初期費用・研修費用で43万3,400円、タブレット購入費226万円、Wi-Fi設置工事195万円である。

議会での運用は、タブレット端末SIM入りを各議員に1台ずつ貸与し、議員用はレンタルです。執行部は課長まで含めWi-Fiモデルを使用し、購入となっています。

令和元年12月定例会より議会タブレットを本格的に使用していて、基本的にペーパーなし、会議の通知も基本メールのみで運営されている。

ここで、今、紙のほうで読みましたので、モニターで説明をちょっとしたいと思います。

(パワーポイントを使用) 今、これを私が質問で出した分です。一番最初の平成29年4月に、議会全員協議会で初めて議員の中で会議をされています。それから、平成29年7月にみやき町議会へ先進地視察をされました。それから、飛びまして2018年、平成30年11月に議員の全員協議会で導入の意思確認をされています。それから、2019年3月に新年度予算を可決され、今、話したとおり、2019年、令和元年12月より定例議会で本格導入という形になっております。

今、この画面に映っているのが、有田町議会に研修に行ったときに、我々5人の議員で行ったんですけれども、全員にタブレットを持たされまして、皆さん同じような画面で、今、赤いマウスの表示があります。その下に通知というのがあると思います。この部分ですね、これが参加と書いてあります。有田町議会さんも高齢の議員さんがいらっしゃいますけれども、このシステムによって事務局長さんがボタンをぽんと押すと全部同期して、例えば、我々10人おったら10人の議員の同じ画面が出てくる。同じ予算書、同じ決算書が出てくるよ

うなシステムを入れてあります。だから、私もちょっと少し慣れた勢いで触りましたら、ちょっと戻すことができなくなっただけなんですけど、とにかく触らなくていいですよと、こちらの指示までというぐらい、今、タブレットの機能が進んでいるという形であります。

次の画面です。次が経費の問題です。議会のほうから行きますと、左側ですけれども、会議システム使用料、これが月額2万9,600円ということになっております。これが議員が多いところは50人まで同じ費用でできるということです。それから、タブレット通信料、これが月額9万8,100円。これは有田町議会が使っている分ですけれども、iPadを使用されています。通信料とレンタル料含むという形で書いてありました。

それから、今度は執行部の財政課が担当してまして、会議タブレットが初期費用・研修費用合わせて43万3,400円、それからタブレット等購入費が226万円。こういう形で、あと金額的にずらっと下まで書いております。そして、うちの議会も、この議場はWi-Fiが来ていません。当然、有田町議会も、今回Wi-Fiを入れられて、その費用は195万円という形になっています。今、各施設では、フリーWi-Fiということで、かなりのところがWi-Fiを入れられています。うちの町としては、公民館にはフリーWi-Fiが入っていますけれども、なかなか庁舎内のWi-Fiがスムーズにいかないところがありまして、その辺はちょっと改良していかないといけないと思います。戻してください。

それでは続けます。質問ですが、1、本年3月議会における当初予算書や議案書等をペーパーレスにした場合、経費はどのくらいの節減になるのか。6月議会、9月議会も分かればお願いしたい。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えいたします。

3月議会における当初予算書及び議案書等の経費につきましては、約38万円。そして、9月議会においては、決算書等の経費になりますけれども、約50万円。そして決算書、予算書等が必要にならない6月、12月におきましては、1万円程度の費用がかかっております。年間で概算にはなりますけれども、100万円程度の経費がかかっておりまして、この分が節減できるのではないかと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今、38万円と言われるのは、3月議会のことですかね。年間では100万円ぐらいの節減になるという形で言われましたね。分かりました。

それでは、再質問したいと思います。タブレット導入は、執行部側と同時に導入することがより効果的であると考えられます。導入後の費用は4年間ぐらいで見れば、印刷製本と比較しても効果があると自分は考えているんですが、その辺は今の結果を踏まえてどうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えいたします。

年間で100万円程度の削減ということでありますので、大体4年間で400万円程度削減ということになりますけれども、これはあくまで完全にペーパーレス化できたらということでございますので、そのように考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ペーパーレスと考えることでありますけれども、効果があるかということで質問したんですけど、その辺は、課長のほう、どういうふう感想持たれてありますか。私は効果があるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、課長のほうはどう思われますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えいたします。

完全にペーパーレス化ができましたら、400万円程度削減できるのではないかと考えておりますので、効果もそれぐらいはペーパーレス化の効果はあるんじゃないかということ

思っております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、次の質問に行きます。2つ目、議会と行政がタブレットを導入したことで、紙から電子データへの移行が進み、議会だけでなく庁内会議もペーパーレスへと移行が進むと思いますが、いかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えいたします。

庁内会議においてもペーパーレス化が進むかと思いますが、いかがですかということでございますけれども、現在、庁内の会議におきましても、課長会、庁議、議案勉強会、一般質問勉強会、予算の査定等、行っておりますけれども、その分のペーパーレスが進みますと、完全にペーパーレスということになりますと、その削減の効果というのは十分にあるかと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

私の質問は、質問状に書いていた分で今読み上げたんですけれども、私が書いているのは、議会だけじゃなくということで、その辺は行政の立場として、ちょっとお答えが欲しかったわけです。何か議会だけのことで言われているような課長の答弁に聞こえたので、完全なペーパーレス化というか、そういうことじゃなくて、執行部側としてペーパーレスにした場合のメリット、その辺はどうなりますかというような質問をしたと思っておりますけれども、その辺、何か答えることありましたら、お願いしたいと思っております。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えいたします。

メリットとなりますと、やはり一番はペーパーレスということになるかと思えますけれども、今、ちょっとICTの導入というのは、ほかにも導入が進むところもあるかと思えますので、その辺のところを、職員のほうが全員使えるようになれば、ペーパーレスと併せて効果はあるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

違う面からの質問、ちょっと言いにくかったようですので、再質問したいと思います。

ペーパーレス議会の導入によって、資料作成に関わる職員の作業負担が軽減されるんじゃないかと私は思います。データ上の資料があれば、直前に修正や訂正も行うことが容易になり、会議等の効率化が可能となると思いますが、いかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、職員の作業の負担というか、そういったものは資料の作成にもかわらず、直前の修正とか、そういったものについても軽減はされるかなというところで思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、3つ目の質問をします。3つ目、ICT化は緊急時における大きな効果を発揮します。災害情報の共有化及び情報伝達を加速することで危機管理体制が強化され、非常時の対応が高くなり、町民への情報開示が早くできるようになると思いますが、いかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問にお答えいたします。

今の池田議員の御質問は、今回のタブレット端末導入ということではなくて、一般にICT化そのものが、どういう効果をもたらすかということでの御質問だったというふうに思います。

ICT化は、緊急時において大きな効果を発揮するのではないかと考えておりますけれども、おっしゃるとおりだと思います。といいますか、既に町の危機管理といたしましうか、安全・安心の面からもICT化を進めているつもりでありまして、それこそ速報性といいたしましうか、スマホも活用しながら、これは一定向上ができていないかなというふうに思います。特に今年度から江北町独自の防災アプリを開発しまして、町民の皆さんに活用いただいているわけですが、こうしたこともまさに手元でそうした安全・安心に係る情報が即時に見られるということだと思いますので、当然、そうしたICT化は、町の安全・安心の向上にはつながるというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、モニターでほかの地区のことを少し説明したいと思います。

（パワーポイントを使用）これがまず、タブレットが導入されているのが2つしか見えていませんけど、今、佐賀県で4あります。まず、みやき町が最初にされまして、平成28年11月ということで、内容的には今私が質問したようなことを今されているような感じです。

次に、有田町ですけど、有田町は今回行ってきた研修場所です。ここはみやき町さんは、このときはまだ決算書は紙を併用にされていました。もう今は多分されていないと思いますけれども、有田町さんは議案書、それから予算書もされている。決算書はまだ全部じゃないということをお聞きしております。

それから、白石町さんが今年の6月から一応ペーパーレス化になっています。白石町さんは最初から執行部という形で一緒にされています。役場職員が持っているのは、課長職より上の方、三役が執行部全部持たれています。あと議員です。そういう中でされています。議

員には、アップル製のiPad、12.9インチをされていますけれども、職員用はWindows10が入ったモバイルパソコンを使われているわけですね。その辺がちょっとほかのところと違うかなというふうに思っています。

基山町さんも今年6月からされています。基山町さんで違うところは、ホームページの閲覧。今日も少し別の議員から質問があっただけですが、ホームページ等の閲覧ができるということと、あと予算書、決算書は紙併用という形もあります。

有田町さんに行ったときも、さすがに最初は併用でされていたと聞いております。

こういうぐあい今のところ、佐賀県で4例ありますけれども、今後、増えていくというふうに聞いていますし、実用化は皆さん認めてあるというところでもあります。戻してください。

再質問したいと思います。タブレット端末を用いることで、添付する図や写真等が小さいものであっても、拡大して詳細にチェックすることが可能になります。また、会議での資料がモノクロではなくカラー表示となるため、情報が伝わりやすくなります。今年の豪雨災害箇所への対応や町民の方へのハザードマップを表示しながら避難指示等が分かりやすく伝達されると思いますが、その辺の点でいかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、タブレットの中で図や写真を拡大して見るとか、会議の資料、現場の写真等をカラーで確認できるとか、ハザードマップも一緒に確認できるということは、そのタブレットの中で一緒にできるということで、それは紙とはやはり違うところではないかと考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは、最後に町長に聞きたいと思います。

タブレットを活用したところの自治体の例ですが、ICTを用いた結果、人件費に対して

大きな効果が得られ、ペーパーレスや事務スピードの改善へつながったとありました。さらに、町民の方からの相談や陳情が増え、議会運営の満足度や信頼度が上昇し、議員活動が行いやすくなるとも書かれてありました。議会 I C Tによって、地域とのつながりも強化されていると言われていています。議員としても導入のための積極的な活動を行う必要があると思います。執行部と共有しながら実現に向けて進みたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私、町長という仕事をさせていただいております、町のことといえば、全て私に権限と責任があるというふうに思われがちですけれども、法律上はといたしまして、必ずしもそうではないんですね。今日、午前中質疑があつておりました教育委員会は、また私ども、いわゆる町長部局とは別に、町長部局は、任命権者は私であります。ところが、教育委員会はまたこれは私の傘下にあるわけではなくて、全く別な組織なものですから、例えば、学校の改修であるとか、今日、議論になっていたようなことも、少なくとも教育委員会として、やはりこれからどうすべきかとか、こういうことをやりたいということを決めていただかない限りは、もちろん意見を言うことはできます。意見も今までも言っておりますけれども、やはり教育委員会というのは、あくまでも不可侵の別の組織なものですから、そこは教育委員会として、いろんな判断があるだろうと思いますし、議会もしかりであります。議会事務局職員2人おりますけれども、任命権者は私ではなくて議会議長が任命権者であります。

ただ、御存じのとおり、地方自治法で町長の総合調整権というのがありまして、任命権者は別でも、町としての予算そのものは町長が総合的に調整をして、予算編成をし、議会に提案するというのは、私の責務といたしまして、権能ということになっているものですから、そのために任命権者が違う組織の予算についても、一定、査定といたしまして、させていただいて、議会にお諮りをするということでもあります。

今回の議会議員にタブレットの配付をということではありますが、もちろん、併せて町長部局もということであれば、それはまた町長部局の話なんですけれども、そうでなければ、基本的に議会議員の皆さん方がタブレットを所持して、議会の資料をこれからはペーパーレスということであれば、それはやはり議会として一定、意思決定をしていただいて、議会として予算要求をしていただければ、当然いわゆる予算査定ということで、その編成のときに、

またいろいろ議論をさせていただくということになるんだろうというふうに思います。

私、平成4年に役所に入って、当時は30人ぐらいの課がありましたけれども、課にワープロが2台か3台かあって、それを必要な者が借りてきて、そして必要な文章を打って、またそれはみんな共通の場所に返すというふうなことをしていました。それが、5年ぐらいたつと、今度は1人1台パソコンということになって、当時はIT化とか情報化とか言っていましたけれども、そしてペーパーレス化が進むということになりました。最終的にどれだけペーパーレス化が進んだか分かりませんが、そうやってICT化すると、情報量が多くなるものですから、そうすると要求も増えるんですよ。今までが詳しく資料は作らじよかったとこれというのが、微に入り細に入り作るようなことになりまして、必ずしもパソコン導入で紙の量がぐっと減ったという感じはちょっといたしていませんでした。

ただ、今回のように、白石町さんやったですかね、完全ペーパーレス化ということであれば、当然その分紙は要らないわけですし、恐らくタブレットのランニングコストを考えても、それだけでも経費節減効果というのはあるんじゃないかなというふうに思います。

私自身、スマホも使いますし、タブレットも持っておりますし、時計も今はスマートウォッチというんですか、そういう意味では、ICTについては一定の関心を持っております。議会のタブレット配備ということについても、基本的には私はこれからのトレンドという意味では賛成ではありますが、議会の冒頭も委員会報告の中でありましたとおり、白石町さんだったですかね、2年半かけて準備をされたということでもあります。私、今、6年目になりますけれども、少なくともこれまで一般質問の中で、タブレット配備について質問をいただいたことはなかったような気がするんですけども、やはりそうしたことも、よそがやっているからというだけではなくて、やはりしっかり準備もする必要があるかなと。

そこで、私なりに考える今回の配備に当たっての条件というか、課題。一つは、議員の皆さん方の総意だというふうに思います。というのは、やはり温度差もあります、習熟度も違います。そういう中で、あくまでも議会全体としてタブレットを導入せんばいかんという総意がまずは前提になるというふうに思います。それと、なぜなら、先ほど申し上げたように、完全ペーパーレス化をしないと意味がないわけですから、今回、導入されている議会の中でも、私もケーブルテレビ見ていましたら、タブレットはここに置いて、結局こうやって紙の資料を見られているような議会もありましたから、タブレットを配備することイコールペーパーレスになるわけではないんですよ。そこはやはり一定のルールといたしましょうか、

そういうことが大事だと思いますので、議員の皆さん方の総意と、もう一つは、やはり完全なペーパーレス化。

それともう一つは、これが実は結構大事かなと思うんですけど、さっき周到な準備というふうに言いましたけれども、やはり負担の整理をせんといかんというふうに思います。先ほど御紹介いただいたように、議員の皆さん方には、SIMカードというのを入れてお渡しをしているような自治体もあっているようですけども、やっぱりタブレットを本当に議会の活動だけで使うんだったらいいですけど、ちょっと境目が正直よく分からないですよね。議員さんたちには、SIMカードも入れて、これだけで単体でなるようにする。ただ職員は持ち帰らないでWi-Fiで家で使わせるというのは、ちょっとこれは違うなというふうに思います。もちろん御自宅にWi-Fiを整備されている方ばかりではないから、SIMを入れなければならないということがあるかもしれませんが、よくよく考えてみれば、今まで紙で渡していた議案書をタブレットを我々お預かりさせていただいて、そこに全部データを入れてお渡しすれば、特に自宅で通信してダウンロードするということは必要ないんだろうというふうに思うんですよね。ですから、ここが一番最初の負担を含めた必要性ということを整理しないと、何となく入れたけれどもというふうなことではいけないんじゃないかなというふうに思います。

整理をしますと、議員の皆さん方の総意であるということと、完全なペーパーレス化ということと、負担の問題の整理と、この3つが私はやっぱり導入に当たっての課題かなというふうに思います。もちろん便利であります。便利なことはよく分かっています。けど、この間も打合せしていて、タブレットを持つということは、どういうことかねと言うて、今、私も机の上に資料を3つ出しているんですよ。それを覚えて、重ねて、要は机の上には紙1枚しか、1面しか出さないつもりで、タブレットでいけば、これをこう横から出したりとか、もちろん横向きにして半分ぐらいの大きさにすれば2ページ分見られますけれども、ですから、多分今までやっていたことをそのままタブレットということにはなかなかなくて、先ほどあったような我々の仕事のやり方とか、仕事の考え方とか、仕事の手順とか、そういうことを含めて変えていかないと、今までどおりやっていたことをタブレットでやるというのは難しいと思います。だって、こうやって1枚しかここに出せんわけですよ、タブレット1個しかないわけですから。そして次の資料を見るときには、こうやって出す。そいぎどうなるかというようなことになるよねということなものですから、ぜひそこは先ほど申し上

げたように、議員の皆さん方の総意という中で、ぜひタブレット化というのは、どういうものなのかとか、タブレット化するためには、どういうふうなルールづくりをせんばいかんのかということもしっかり御議論いただいて、そして当然、もしタブレット導入されるのであれば、我々も課長級以上はタブレットでもいいかなということにはちょっと思っているものですから、ぜひそこは一緒に勉強させていただければというふうに今思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、ちょっとタブレットのコロナ禍におけるという形で資料がありましたので、それを皆さん見ていただきます。

(パワーポイントを使用) これは早稲田大学のマニフェスト研究所がやっています。これはネットで公開はされています。その中に、コロナ禍におけるICT活用ということで、今回、いろんな形でオンラインが主流になっていました。その辺の形でいろいろな調査をされての結果です。一応、回答の議会が906議会、50.7%の議会が回答されています。タブレットを導入しての結果が、御覧の表のとおり急速に進んだせいで28%までなったということがあります。

そして、これが地方創生の臨時交付金を使っただけのタブレット整備も今までであったわけです。うちの町は使ってやってはいませんが、これに佐賀県が載っていなかったんですけども、いろんな議会が交付金を活用してタブレットをしたということで載っていました。

それから、オンライン会議の状況でも、特にコロナ禍の中だったので、6.6%に増えたという形で紹介してあります。

それから最後に、町長がよく恩師と言われてます北川さんが書いていたのが、地域住民や近隣周辺の議会あるいは都道府県を越えた議会で、オンライン上でもつながることができた。

それから、最後のほうで、墨田区議会でのことを書いてありましたけれども、議会基本条例の中で、議会事務局の正式な提案制度を認められたということで、うちのほうも議会基本条例はありますけれども、なかなかそれを活用しながら、今、コロナ禍の中でできない状態です。そういう意味でも、こういうタブレット等、ICTを使った中では、こういうことを

することができたという形で紹介をしてありました。以上です。ちょっと戻してください。

そこで、さっき町長のほうからある程度のことは聞きました。さっき私も質問の中に、まずは議員が勉強をし、それからどういうものであるかというのは、先ほども私も発言したと思います。当然、1年以上は勉強しながら、それからどういうものかをまず取得をしながら、私もほかの議員に説明をしていきたいと思っております。ただ、ある程度は執行部側の意見も聞いておかないと、やはり先ほど言われました予算が絡みます。当然、SIM化、要するに議場の議会、庁舎の外で使えるのは、やはり議会の特権だと思うんですよ。町長は家に帰ればWi-FiがあるところはWi-Fiでと言われましたけど、やはり一議員が町民の方と触れ合うのは外で触れ合うのがほとんどです。そういうところにいろいろな情報は伝達もできますし、例えば、災害のときのことや、いろんな課題についても、その場で説明ができやすくなると思います。そういう意味で、やはり議員にとってはSIM化、要するにWi-Fiがないところでの活用ができるのがベターじゃないかなと思っております。

それと、負担の違いですけれども、やはりその辺で負担が変わってくると思います。その辺は職員も、例えば、持ち歩いて、全員の職員が持ち歩くことはできないか分かりませんが、ある程度の住民説明会に行ったときは、パソコンと同じような形でされるのも、今後の使用の仕方じゃないかなと思いますけれども、その辺いかがですか。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

繰り返しになりますけれども、私自身はICT化ということは進めるべしというふうに思っておりますし、議会ほうでタブレット導入ということであれば、当然それに合わせて執行部についてもですね、正直言いますと、議会の配備のいかににかかわらず、少なくとも私は課長以上は今みたいに机の上に固定されて、机の上でないと、そういう情報を得られないという時代は、私は時代遅れだというふうに思いますので、先ほどあったように、私は職員だって自宅に持って帰って、そこでいろいろ調べ物をしたり、少し議会のイメージをつくったりということは大事なんじゃないかなと思っておるものですから、そこについては、多分考え方に相違はないのかなというふうに思います。ですので、やはりタブレットを導入してやっていくんだという合意と、それと実際タブレットをどういう使い方をするのかというルールと、そしてそれに逆に合わせていくんだと。これによって我々の仕事のやり方という

か、進め方というか、それを変えていくんだという決意といたしましょうか、それが大事なんだ、それが必要だというふうに思いますし、逆に言うと、それができれば、私は導入していると思っております。

というのが、多分一番引っかかってくるのが、もしかすると、住民感情かもしれません。よく民意とおっしゃる方もいらっしゃいますけれども、タブレットを持っていると、それどがんとやと、こういう話になるわけですね、特に住民の皆さんとコンタクトするときに。いや、これ議会から配られて。よかのおと。そいぎこれ議会でしか使いよらんとやとか、そういう話が日常的に出てくると思うんですよ。やっぱりそういうときに、きちんと自信を持って言えるような配備の仕方をせんばいかんと思えますし、私、絶対議会でしか使っちゃいけないとは思っていないんです。なかなか線引きはできませんし、逆にいろんなプライベートの場面でも、仕事のことを調べたり、逆にプライベートのことが仕事につながるということもあるだけに、まさにそれがシームレスというものだと思うものだからですね。だから、先ほど言ったように、そうしたルールというのをきちんと決めて、そして十分に検討していただいて、こういうことを入れるんだということを住民の皆さんにも理解をしていただく必要があるだけに、よかったら執行部と一緒に少し研究会じゃないですけど、何かそういう検討をしっかりと進めさせていただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今も町長が言われましたけれども、私もこの場ですぐお願いしますという形では質問しておりません。やはり1年間ぐらいは、ある程度の余裕というか、期間を持ちまして、ぜひいいことはやっぱり使っていかないといけないと思います。その辺は町民の方にもしっかり説明ができるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○西原好文議長

7番池田和幸君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開15時10分。

午後3時1分 休憩

午後 3 時 10 分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

9 番 淵上正昭君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○淵上正昭議員

皆さんこんにちは。本日最後の質問者となります淵上正昭です。それでは、通告に従い、4 項目について質問いたします。

1 つは、豪雨対策に対する対策・対応等、それから、J R 長崎本線橋梁付近の堤防高不足の防災対策、それから、農地・農業用施設の災害復旧に係る受益者等の負担割合の軽減、最後に、空き家・空き地対策の充実、以上 4 項目でございます。

それでは、1 項目目の豪雨災害に対する対策・対応について 2 点お伺いをいたします。

まず 1 点目ですが、町全体の総合排水計画の進捗状況についてです。

以前、協議会を立ち上げて、農業用ため池の防災対策を含め、町全体における排水計画を令和 2 年の雨季時期前までに策定をする必要があるというふうな答弁がございました。

1 つその中で、協議会の名称ですね、改めて名称はどういうふうなものか、また、その対象者はどういった人がなっているのか。

それから、これまで何回協議をされて現在どのような総合排水計画ができているのか、お伺いをいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

お疲れさまです。淵上議員の御質問にお答えいたします。

まず 1 点目、協議会の名称についてでございますけれども、令和 2 年 8 月 25 日から 28 日の 4 日間に行っておりますけれども、名称は江北町冠水被害軽減対策会ということで行っております。

それで、4 日間行っているわけでございますけれども、出席者の方については、古川 1 号幹線水路等の区長さん、土木員さん、山口 5 区、上小田土木と、水利関係の水利の代表の方、ポンプ操作員さん等を出席いただいております。2 号幹線水路については、区長さん、佐留志水利組合、ポンプ操作員さん、そして、3 号、4 号、5 号の幹線水路につきましては、区

長、分館長さん、水利委員さん等でございます。畑川水路につきましては、区長、分館長、上小田土木の皆さんに出席をいただいております。

町の総合排水計画の進捗状況はということでございますけれども、実際、昨年の雨季に事前落水の取組を試験的に行いまして、そして、8月に4回に分けて協議会を開催しているところでございます。以降、まとまった降雨が見込まれる場合には、気象状況等、満潮・干潮の状況を確認した上で、各水路の代表者の方に対して事前に水位を下げさせていただくように早めの御協力をお願いしているところでございます。

近年、大きく気象状況が変化する中でありますけれども、関係する皆さんに事前落水の取組について御尽力をいただくことで一定の浸水の軽減の効果はあったのではないかと考えております。しかしながら、事前落水は応急的な取組でございまして、総合的な排水計画としてはまだ見える形にはなっておりません。

今年度、県の補助事業等を活用しまして、ため池の事前落水の仕組みを構築すべく町内5か所の調査を行っております。その結果、ため池の容量が数値化され、具体的に事前落水の要請ができるようになると思われまます。

今後、関係機関のほうと連携を取りながら、今年度末までには何とか連絡体制を整備して、予測雨量に応じて水路等にどれぐらいの空き容量が必要なのか、また、水位をどれぐらい落とせるのかといったことを具体的にお示しできればと考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

渕上君。

○渕上正昭議員

ちょっとなかなかよく分かりませんでした。

それと、一定の効果があったというふうなことを言われましたけれども、実は今年の大雨については、一昨年と比較して床上浸水が少なく、また、災害ごみが少なかったということでもあります。今回は床上が7件、それから、床下が172件、その他建物が385件というふうな結果になっております。それで、これが一定の効果が出たということなんですよね。

ただ、冠水・浸水上昇地区では、大雨が降りますよという、その時期、それから、実際雨が降って、道路冠水、あるいは建物への浸水前、それから浸水中、そして、水がはけてその後の対応——後片づけとか、それから、道路であつたりとか、農地であつたりとか、水田で

あつたりとか、その浮遊物の撤去。なしかというと、水田にいろんなものが流れてきています。秋口の収穫時期になりますと、コンバインで刈るときに刃に挟まって破損したりとかするんですよ。だから、本当に大変な苦労をされています。

それと、保険なんですけど、住居で言えば床下浸水では45センチ以上ならないと保険の対象にならないというふうに言われております。当然、今言った建物ばかりではなくて、牛舎であつたりとか、キュウリ等のハウスの浸水とか、本当に大変な気苦労をされておられます。

そういうことでありますので、先ほど課長が答弁されましたけれども、何を基準にして排水計画をつくったかというのはちょっと私にはよく分かりませんでした。早急に江北町に適した総合計画を早くつくり上げる、そして、今回、去年もですけど、今年も、じゃ、ため池がどれぐらいまで落ちていたのか、あるいは幹線水路がどれぐらい落ちていたのか、ゲートを落としたけれども、上からの大雨でなかなかはけなかったとか、いろんな要素があるんだろうと思います。ぜひ来年度、先ほどは今年度いっぱいとか、そういうふうな答弁でありましたけれども、早急につくり上げた上で、そして、雨季前にそういったため池を管理している責任者であつたりとか、先ほど言われた責任者の方たちを寄せて、そして、じゃ、どこまで落としましょうかと、幹線があれば水位をここまで、30センチばかり落としてもらえませんかとか、そういうふうな具体的な案を出して、そして、そういうことをしてもらって、それを1年、2年ではなかなかできないと思います。だから、その結果によって雨の降り方も違いますから、だから、そこでずっと整理をしていって、そして、こういう雨の降り方のときはこうやったねとか、当然、満潮・干潮もありますよ。だから、そういうものを分析した上で、そして、そういった計画をつくっていただかないと、ただ聞いただけで、ああそうでしたねということではなかなか排水計画はできないだろうというふうに思います。

答弁ありましたら、よろしく申し上げます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

湧上議員の御質問にお答えいたします。

江北町の新たな総合排水計画を策定したいと私申しましたのは、多分この議会中の議案審議のときにその必要性をそのときに感じたもんですから、これはつくる必要があるというふうなことを申し上げたというふうに思いますし、私ごとですけれども、1期目の公約にも総

合排水計画を掲載していたというふうに思います。

現時点でこれが私ども江北町の新たな時代における総合排水計画ですということでお示しできないのは大変申し訳なく思っておりますが、先ほど御説明いただいたように少し整理をいたしますと、かつてといたしまして、今現在、町に排水計画があるかと言われれば、あります。これは御存じのとおり、鉱害復旧事業に伴いまして策定をされた排水計画というものが、あります。そのときの排水計画の、言ってみれば条件が、20年に1回の確率の降雨を基準として計算をされていると。しかも、2日連続で降雨が320ミリで最低田面高プラス0.3メートル、つまり30センチまでは許容湛水位、要は30センチまではつかってもいいとして、それ以上の水位を、30センチから超えた分を24時間以内に強制排水するというので、実はこの計画の目的は農地の効用回復ということになっております。これしか今まで排水計画と言えるものがなかったわけですね。当時は恐らくこれでもよかったんだろうというふうに思います。というのが、20分の1の降雨の確率でいきますと、昭和30年4月の降雨が2日間で310ミリ、昭和51年8月の降雨が2日間で、これも320ミリということですので、2日連続降雨320ミリというのも当時はあり得るといいたし、考えられる降雨を前提にしていたんだろうというふうに思います。

ただ、この議会の場で新しい総合計画が必要だというふうに痛感をしたのが、御存じのとおり、やはりこの当時からは気象状況が全く違いますし、江北町の土地利用状況も大分変わりました。以前農地だったところが大分宅地化をされたり、開発が進むことによって、もともと農地が持っていた調整機能というのがやはり損なわれているということもありますし、逆に、農地が前提で用水路としてこれまで整備されていたところが既に宅地化されて、必ずしも用水路ということで水を確保しておく必要がないところもあると。先ほどため池の話もありましたけれども、果たしてため池も今までどおり本当にためておく必要があるのかと、そうしたこともありまして、農地はもしかすると、30センチはつかってもいいかもしれませんけど、やっぱりこれだけ住宅が増えて、30センチならつかってよかとか24時間ならつかってよかということには多分ならないんだと思うんですよね。やはりそういう意味で新しい総合排水計画なくしてはこれからの町の安全・安心の確保ができないと思ったものですから、そういうふうに申し上げたところであります。

先ほど担当課長が申し上げたのは、その排水計画というものができたとして、事前落水もその中で取り組むべきことの一つなんですよね。しかも、今のところはお願ベースで、し

かもお願いできる場所をお願いしているという以上、ここ二、三年全く進んでいません。ですから、ここで議会答弁すれば、事前落水を、今年度から事前落水を始めましたと、1年後には昨年度から始めました、今回ならば一昨年から始めましたと、事前落水のお願いを始めたということだけにしがみついて、それで江北町の安全、排水対策をしているように担当課が思っているというのは大きな間違いだというふうに思っておりますし、自分もそれではいけないというふうに思っております。このところはそれに加えて、今年度は県の事業で内水についても解析をするようにしていますからと、これがまた最近の常套句というか決まり文句で、この事前落水と県の事業の2つ言っておけば何とかしのげるんじゃないかみたいな感覚がありはしないかという危機感を正直持っております。

今回の御質問のきっかけに改めて我々がつくるべき総合排水計画というのは何なのかと、事前落水計画ではないわけですね。先ほど申し上げましたように、あくまでもその排水計画でなすべきことの一つに多分すぎないというふうに思います。

ですから、先ほども申し上げた鉱害復旧時の総合排水計画の前提をまず変えないといけない。20分の1ではなくて100分の1。それこそ今年は約1週間で1,000ミリの雨が降りましたし、2年前は2日間で約500ミリの雨が降りました。もう既にこの計画では駄目なんですよ。しかも、30センチを許容湛水にしているのかということがありますし、それと、当時の手段が24時間以内に強制排水するという事になっているんですよ。でも、先ほど言ったように、今は事前落水をはじめ、ほかにもいろんな方法があるんだろうというふうに思いますし、強制排水以外、この手段も今回見直す必要があると思います。しかも、農地の効用回復ということになっていますけれども、やはりここも農地だけでは駄目だと。それが証拠に、本来は6時間間隔で運転を想定されていた、まさにこの排水計画の中で設置された臨鉱ポンプも53時間連続で運転せんばいかんということは、既にやっぱり当時の排水計画の埒外なんですよ。この部分はやはりほかの対策を取らんばいかんし、そのための計画なんだろうというふうに思います。もちろんせっかくこうやって先人たちが残してくれたポンプがあるわけですから、これはもちろん活用させていただかんばいかん。

そういう意味では、やはり排水計画の中に記される対策としては、当然これまでどおり強制排水というのは持ってくるんだろうと思います。ただ、やはりそれだけではなくて、それこそ2年前の大雨から今は国、県でいろんな河川の改修も予定をいただいています。これも恐らく我々の総合排水計画に資するものだというふうに思いますし、そのほかに、先ほ

ど申し上げたような事前落水であるとか、または内水氾濫のための対策、これも議会と共有をさせていただいておりますけれども、隣の町の高良川、または隣の市の満神ポンプ場、こうしたところを含めた、やはり隣接した市や町も含めた内水対策ということのをこれからやっていくというのもその中に入っていかなばいかんと思いますし、それと、先ほどお話があったため池などの、どういう言い方がいいのかちょっと分かりませんが、例えば、不要湛水の低減というんですか、これはクリークも同じだと思います。さっき言いましたとおり、周りが田のときだったら用水路として必要だったところがもう周りに田なんかいないわけですから、実は、わざわざ水をためておく必要がないというところがあるんですね。やはりこうした強制排水だけではなくて、河川改修、もちろん強制排水、事前落水、内水氾濫対策、それと、不要湛水の低減といったものをこの計画に基づいた我々の対策としてやはりきちんと掲げる必要があると思いますし、そのときも事前落水をお願いするとかいうぐらいじゃなくて、恐らくそのときの排水量というのがあると思います。ですから、それをこれだけ我々が排水すべき水が増えたということも計算ができるわけですし、例えば、事前落水も、クリークの延長掛ける、例えば1メートルとすれば、大体どのぐらいの調整機能があるかということも分かると思うんですね。やはりそうした数値を用いて、そして科学的に、そしてやっぱり具体的に示す必要があるということは、それが我々が約束をした新しい時代の総合排水計画だよということを今回の御質問をきっかけに庁内では確認をさせていただきました。

もうここまで遅れていることは重ね重ねおわびを申し上げますけれども、その上で、これはいろんな人事も含めてですけど、やはり今年度中にやらんと恐らく駄目だと思っています。ですから、そこは私だけではなくて、担当課長も責任者として今年度中ということを示しましたので、そこは今年度中に新たな総合排水計画を策定させていただきますことをここでお約束させていただきます。

以上でございます。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

先ほど町長が言われました以前の排水計画、これは今までも何回となくお話をしてきたところでございます。私が言っているのは、とにかく去年の事前落水、事前排水、これが功を奏してあれだけ雨が降ってもつからなかったと。

そういうことでありますので、大きな総合計画はそれは、ゆっくりとじゃいかんですけど、しっかりつくっていく。ただ端的に、毎年こういうふうにつかるということであれば、それはやっぱりつかっている側から見れば、何で我々だけつからにゃいかんかとかいうふうなことになりつつあります。だから、やっぱり事前落水をするということは、今までは水利権であることに対しての行政があまり口出しはできないというふうなことであったというふうに聞いておりますけど、町民の命、身体、財産、町土、これを守るのはやっぱり行政なんですね。だから、どうしてもそういうふうな状態になったら、ちょっと落としてと、お願いベースじゃなくてもできるようにやっぱりしていくべきだろうというふうに思いますので、今後とも大きな総合排水計画と、取りあえずやっていく事前落水を含めたところの、そのところを私が言っているのは、やっぱり一昨年、去年、今年、その中の干潮のときにどうだったんだとか、雨の降り方はどうなんだと、どれぐらいの水を落としていただいたか、そういうことも含めた中での検証をしながらずっと積み上げていくというのが必要じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ来年は雨季前に、ため池の地権者であったりとか、排水機場の操作員さんとか排水樋管の操作員さん、あるいは必要であればゲートの操作員さん、そういう人たちを呼んでいただいて、そういった町の考え方をしっかりと伝えていただければなというふうに思います。

それから、2点目に行きます。

令和3年8月豪雨で大豆に被害が出ている生産農家へ町独自の応援等ができないかということでお伺いいたします。

大豆の収穫が11月の中旬ごろから始まり、ほぼ刈取りが済んでおります。今年9月定例議会において、農作物の被害は作物別で大きい順に、大豆、水稲、アスパラガス、イチゴ、花卉、キュウリ、トマトと答弁をされております。大豆の被害が一番大きいというふうに認識をされているとおり、このたびの大雨により冠水した大豆田では、大豆の収量が極端に少なく、また、品質も非常に悪いようです。収量が少ないと共済金が支払われますけれども、ここにも大きな問題があります。

共済金の支払いには、主に全相殺方式や一筆方式がありますが、仮に全相殺方式で言えば、基準収穫量の1割以上の被害に共済における共済金額を出すときに、基準収穫量というものがあります。これはどういうことかという、過去5か年の出荷実績を基準に計算された基準単収、これが5か年の中で一番多く取れた年、それから、一番取れなかった年、この2つ

を除外した上で3年で計算して平均を出すわけです。

ちょっと例で言えば、私たちの法人で言えば、以前は基準の収穫量が単収200キロ以上でありました。ここ数年で下がり始めて今年は181キロです。ということは、181キロの1割ということですので、共済金が発生するのが約163キロということになります。今年も取れていませんので、また10キロぐらい仮に下がったとすれば、170キロぐらいが基準収穫量とすれば、1割、153キロになります。ということで、少々の災害があっても、そこ以下にならないと共済金が支払われないということになって、非常に苦しい、大豆を作っても今は非常に苦しくなっています。

そういうことでありますので、被害が出ている生産農家への町としての独自の応援を検討していただきたいし、また、この共済金の基準単収の制度についても、農業再生協議会等々関係機関に問題提起をしていただいて何とか救済をできるようにお願いをしたいと思います。御答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

淵上議員の御質問にお答えします。

令和3年8月豪雨における江北町の大豆の被害面積は277ヘクタール、令和元年の被害面積15ヘクタールと比べても約18倍に上っています。これは冠水・浸水時間が長かったことにより、生育途中の株が枯れたり、開花不良など、二次被害も多く発生したため被害が拡大したものと思われ、収穫しても少ししか実が入っていない圃場、または収穫が全く見込めない圃場も多く発生しています。

今年の大豆は播種時期の天候にも恵まれ、順調に生育をしていただけたのに、秋の収穫を大いに期待されていた矢先の豪雨による浸水・冠水被害が発生して、大豆農家の皆様の落胆はいかばかりかと思うところであります。

そこで、町独自の支援策ということであります。

今年度被害の大きさに鑑みて、町としても何かしらの支援ができないか、検討をいたしました。仮に町が大豆の被害に対する補助金等を交付した場合に、共済金等との調整が発生する可能性があります。すると、経営所得安定対策交付金等によって一定の経費は補填されるようです。

今回、県の事業により次期作の支援として種苗等の助成が予定されておりますので、町としてはこれに上乘せする形で支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

実は面積払いという制度があります。これは通常、営農継続支払いという、大体12月ぐらいに反当2万円入るようになっていきます。しかし、これはこういった災害があっても2万円そのものが営農継続支払いの中で頂けないということになっておるわけです。だから、先ほどちょっと面積払いと数量払いというものがありますが、ここはちょっと私も完全な制度そのものを認識しておりませんが、ただ、農家の皆さん、あるいはそういった大規模農家さんであったりとか、個人の代表者であるとか、そういう方たちは、中身を見るといろいろ個人個人のもので出てきますけど、何のための制度なのかなというふうなことも言われます。これについても私も関係機関のほうには申入れをしていますけど、やっぱりこれについても行政としてもしっかりやっていただきたいというのがあります。

それと、先ほど課長が言われました、何にプラスして支援をされると言われましたかね。ちょっともう一回いいですか、答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

今年度県のほうで営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業ということで、次期作の大豆、水稻の種苗に対する支援が計画されておりますので、そこに町としても上乘せを考えていきたいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

ここ数年いろんな水害、あるいは、先ほど言われたように、一昨年は3時間で240ミリ

も250ミリも降る、1日で500ミリも降るとか、あるいは去年は2か月ぐらいもうずっと雨が降って長期の雨だった。今年は1週間か8日ぐらいで1,000ミリを超えると。やっぱりこれは、水は高いところから低いところにしか来ませんからこれはもうしょうがないとしても、先ほどとちょっとまた同じような質問になりますけど、やっぱりなるべく少しでもつかからない、つかっても水位が少なくなるようなことをしていただく、それから、これだけ農作物にも被害が出ていますので、先ほども言われた次期作に対する、それにプラス町としての支援、応援というか、そういったものを考えているということでもありますので、営農を継続させる観点からもぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思います。短くお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、実は答弁に当たっていろいろ準備を担当課ともしておりまして、少しだけ内情を申し上げると、先週ぐらいになって、いや大豆の見舞金ば出すごとしますというけんが、どうということかなというふうには思ったわけでありまして。どうもと言うぎいかんですけど、恐らく渚上議員から今回御質問をいただくので、いろいろ、すべきかどうかとか、もしするとしたらどんなふうにするべきなのかとかいうようなことばざりざり、先ほどの制度の面を含めて、するぐらいだったら見舞金ばしたほうが楽とは言いませんけど、少しそういう感じにちょっと自分が見てとれましたもんですから、やっぱり自分自身が必要性を感じないと、もっと言うなら、担当課が感じさせてくれないと、議員もこがん言いよんさっけんとは私なかなかそういう支援というのはできないということで、今回それについての決裁にサインはしませんでしたし、先ほど最初のときの答弁で3月補正でというような言い方をしましたけど、これもまたしかりでありまして、特に内部で、3月補正でこればしゅうねということには少なくとも今なっていたわけではなかったと思っています。ですから、先ほど渚上議員がおっしゃった、前半はそういう支援をとということと、もう一つ制度的なことをおっしゃったですよ。ここを少しちょっと我々確認させていただけないでしょうか。

実は2年前の大雨の際にも共済制度についての弾力的なといいましょうか、運用ということで、共済のほうにも要望をさせていただいて、それが功を奏したかどうかは分かりませんが、共済のほうでも一定対応をしていただいたということもありますし、やはり先ほどのいろんな制度をきちんと熟知した上で、そして、我々としてできる支援といいましょう

か、動きといいましょうか、これは単純にそういう給付というだけではなくてやはりやっていく必要があるなというふうに思います。

県内でもいろいろ独自支援策がないのかというふうな情報も集めましたけど、県内ではJAが大豆のということではないということでありました。というふうに報告を受けておりますし、そもそも元気復活応援金の際に、米、麦、大豆は対象ば外しとったろ。（発言する者あり）そいけん、そのときにはやっぱり一定のポリシーというか考え方で整理をしていたのをこうやってまた、何か言われたけん、じゃ、大豆はというのは、ちょっとやっぱり私は少し違うなというふうに思うもんですから、先ほど課長が答弁したことを含めて、もう一度制度も含めて確認をさせていただけないでしょうか。そういう中で給付ということだけではなくて、多分我々にやれることがあるんだろうというふうに思います。これについてはあまり時間を置かずしっかり動きたいというふうに思いますので、また先ほど質問の中でおっしゃっていただいた制度的なことも含めて、ぜひ御教授をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

ぜひ早急に——私先ほど言いました面積払い、これについても何回となく農協にも確認をいたしました。しかし、国の制度であるとか、そういうふうなことでありましたし、しかし、実際のことを、内情を言えば、取れない人はますます取れない、入らないというようなことでもありますので、もしそれが可能であれば、非常に大豆農家としてはいいというふうに思います。

何回も繰り返しになりますけど、毎年毎年そういうふうな状況になる農家の気持ちもぜひ分かっていたきたい。やっぱりいろんなところには元気復活応援金、そういうものもありますし、制度というか、その辺も早急に調べて対応するということでもありますので、ぜひともよろしく願い申し上げて、この質問は終わります。

次行っていいですか。

○西原好文議長

はい、2問目行ってください。淵上君。

○ 瀧上正昭議員

それでは、これから質問をいたします2項目、3項目、4項目、それと、先ほど1項目の中の排水計画、そこの中の水の流れとか、そういうものについては、実は11月2日に老人福祉センターにおいて、老人クラブ連合会と我々議員との意見交換会が開催をされました。その中で出席者の方からいろいろ心配、不安、また、困っているというふうなことを話されましたので、今回、この一般質問として出させていただきます。これはもうこれまでも何回となく同僚議員も私も一般質問をしてきたことではありますが、再確認の意味でということで質問させていただきます。

それでは、2項目めのJR長崎本線橋梁付近の堤防高不足の防災対策についてお伺いをいたしますけれども、確認をしておきます。

橋梁付近の堤防高が東西にそれぞれ約25メートル、計画高より1.2メートルほど低くなっていることから、六角川が増水し、堤防を越水するときの対策として、武雄河川事務所は橋梁から東側約40メートルと西側約140メートルに土のうを置いております。

国としての事業化が進まない中、現時点においてはこの土のうを積み上げるまでの所要時間を把握するのは河川事務所としての責務と思いますので、早期の訓練実施を強く要望していただきたいということでございます。御答弁をよろしくお願いします。

○ 西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○ 総務政策課長（山中博代）

瀧上議員の御質問にお答えいたします。

これにつきましても、これまでも何度となく御質問をいただいていることかと思っております。

20年来の町の懸案事項ということでありますので、これまでも国のほうへの抜本的な堤防のかさ上げの要望、そして、大型土のう積み訓練の実施について、町の防災会議においても、河川事務所のほうに対して継続的に要望を行っているところでございます。

しかしながら、土のう積み、大型土のう積みの訓練についてはJRの了解が得られないということで、なかなか訓練の実施には至っていないということでございます。

町においては、水防活動の訓練として、令和元年6月に町の消防団員約100名が参加しまして小型土のう積み訓練を実施しているところでございますけれども、非常時の際はそれだ

けでは防げるものではないと思っております。

国のほうでは堤防のかさ上げについて検討をされているのではないかと思っておりますけれども、何しろ町の安全・安心に関わることでございますので、大型土のう積み訓練について改めて河川事務所のほうに国の責務としてやっていただきたいということで要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

これまでも1ミリでも下がったらいけないというようなJRさんの考えということを知ってはおりました。であれば、やっぱりあそこに土のうがあります。東側には2トンの土のうが25個、それから、小さい土のうが72個、それから、西側には2トンの土のうが20個と小さい土のうが70個、こういう配備をされております。

そういうふうなことであれば、実際、いざ六角川が危険水域になってあそこの大西のところから越水を始めたとしても、恐らく使用することはないだろうというふうに思います。

それともし、そうでなければ、大体そんなときは使用するよということであれば、別にわざわざあそこを低いところに土のうを置かなくても近いところに積む、そしたらどれぐらいの時間がかかるのかとか、そういうことは恐らく把握はできるだろうというふうに思います。

去年でしたか、先ほどの消防団の訓練、100人ほど出てということでもありますけど、それはもちろん町は町民の命を守るためにやるんだとしたとしても、やっぱりこれは武雄河川事務所、国がするべきで、もしそのことによって何かがあったときに責任を町のほうに、もちろん町民の命を守るためにやったんだということは、それはもう当然でしょうけど、そこら辺のことを考えたら、何回となくでもやっぱり要望していくことが必要じゃないのかなと。だから、いざ危ないといったときに、本当にやる気があるのかなのか、子供だましみたいにならただ置いているだけなのか、その辺はやっぱり何回となくお話をした上で、こっちはしなさいしなさいと言うていくことが必要じゃないのかなというふうに思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

議員御質問の箇所につきましては、江北町としても長年懸案になっていた箇所でありますので、いろんな場面で、また、いろんな関係者の皆さん方にも町としても要望を続けてきました。

ただ、先ほどからあっておりますとおり、JRの鉄道に影響を与えるというようなことがあって、ここまでなかなか進めてきていただいていたということが現状であります。

ただ、ここではっきりまだ申し上げることはできませんけれども、国のほうも今、少し具体的な対策といたしましょうか、単純に土のうをここに置いておくというだけではなくて、ちょっと恒久的なという言い方をしているかなというふうに思いますけれども、そうしたことも今検討といたしましょうか、計画していただいているように聞いておりますので、ぜひ一日でも早い事業化と完成を望むところでありますし、これについてはもちろんしっかり国にもお願いしていきたいというふうに思います。

今議会冒頭で申し上げましたとおり、今年は案外比較的いろんな、それこそ国に対する要望活動にも大分、東京のほうにも行ってまいりました。かさ上げのところについても、それこそ超ベテランの有力者の方にも実は要望をお願いしました。そのとき本当にがっかりしたというか、何と言われたかという、いや、それはそんなこと分かっているよと。それはでも、JRに影響があるから今までできていないんだよと言われて、いや、それは分かっている上でどんな対策をとということをももちろん要望というか、相談をさせていただいているのに、ちょっと一刀両断、けんもほろろというか、ということだったら、なかなかこれじゃ難しいなということを非常に悔しい思いして帰ってきました。

ただ、先ほど言っておりますけれども、我々は町は町独自で、国のほうにもいろいろ御相談をさせていただいて、今回国のほうでもそうした言葉とは逆に、今恒久対策を検討していただいているものですから、これをしっかり期待したいと思います。

ただ、先ほどあったように、それまでの間は、やっぱり暫定措置として土のうを積むということになっているんですけど、これも今度、何か何年か前から少し立ち位置が変わってしまっているんじゃないかと思って、あそこは一級河川でありますし、やはり河川管理上、本来は堤防を高くせんばらんとばし切れていないんだから、あくまでも国が国としての代替措置としてあそこにあれを準備されているわけですから、いざ何かあれば、あれは国のほうが当然積まれるものだというふうに思っていました。ところが、2年ぐらい前ですかね、あんなに大きいのだとなかなか町のほうでも運びきんさんやろうけんが、ちょっと小さいのに

しましたし、よかったら町のほうで積む訓練でもしんさんですかみたいな話になって、聞いたら、もう、ちょっと引き受けたという話なので、やっぱりいい人と人がいいというのは別だと思えるんですね。前提をきちんと理解した上で、それでもそれは手が足らんときには町が町民の安全・安心を守らばいかんから、いや、これはもう国ですから私たちはしませんよとはならないです、当然ですね。

ただ、前提はやっぱり国がされるということがまず先なんだろうというふうに思うんですね。それが何かそれを経由して、いつの間にか町が水防活動であそこは積むみたいな話が前提になっているのが非常に危機感を覚えますし、何よりも、それをそのまま受け入れかけている今の町の状況に非常にやっぱり危機感を感じます。今回御質問もいただきましたし、こうやって議会の中でもやっぱり議論になったというふうなことを使わせていただいて、やっぱりここは一回きちんと押し戻すというか、国がしんさつとですよということを確認しないと、あんまりいい人で、何でもはいはいとしようたら、実際、江北町に大雨が降って本当に人が足りないぐらいいろんなところで対策取らばらんときに、国がやってくれるはずだと思っていたところまで我々がやらばいかんということになれば、ほかのところを人を割けなくなるわけですよ。ですから、少なくとも今言えるのは、江北町としては、あそここの箇所については河川管理者がきちんと対策を取るという前提で町の資源を配分するつもりで今おりますし、それがもともとの考え方でありましたから、これはきちんと押し返しをしたいというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

渕上君。

○渕上正昭議員

当地区の地域の皆さんの不安を解消していくためにも、これからも要望をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に行かせていただいてもいいですか。

○西原好文議長

はい、次行ってください。渕上君。

○渕上正昭議員

それでは、3項目めの農地・農業用施設の災害復旧工事に係る受益者等負担割合の軽減に

ついて2点お伺いをいたします。

1点目、令和3年8月豪雨により災害を受けた農地及び農業用施設は何件か。

それと、2点目です。災害復旧工事を施工した場合の受益者等の負担を軽減できないか。

以上2点まとめて御答弁をお願いします。

2点目の質問の趣旨をちょっと説明させていただきますと、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律で定められた異常な天然現象により被災した場合、国の審査認定を受け、災害復旧事業の対象となります。というのは、異常な天然現象とは、降雨では、24時間雨量が80ミリ以上、時間雨量が20ミリ以上、洪水では、警戒水位以上、または定水位と堤防高の2分の1以上、そして、暴風雨では、最大風速が毎秒15メートル、それと、干害では、連続干天日数が20日以上と定められております。

また、暫定認定を受けた災害復旧事業の要件として、1か所の工事費が40万円以上のものが対象で、1か所の工事費が5万円以上40万円未満については町の単独費で行うというようになっています。

農地災害復旧工事及び農業用施設災害復旧事業の一部に充てる分担金徴収に関する条例を制定し、受益者の範囲及び分担金の額を定めております。受益者の範囲はいずれも関係者、または関係区とし、分担金の額については暫定法の認定を受けた復旧工事の場合、農地災害復旧工事では、国が半分、残りの半分以上を町が3分の2、受益者が3分の1となっております。

また、今回のように国が定める激甚災害に指定されれば、国の基準により補助額が増えるので、受益者負担もかなり軽減されることとなります。

次に、町の単独費で行う復旧工事の受益者負担は、農地災害復旧工事では事業費の3分の1、農業用施設災害復旧工事では事業費の4分の1と定められております。

そこで、個人、関係者の負担の割合を、激甚災害の場合で農地災害復旧工事の場合も特例措置などで負担をなしにする、それから、通常災害の場合で農地・農業用施設災害復旧は1割程度、それから、町単独費で施行する事業の場合でも農地・農業用施設災害復旧は1割程度にできないかということでもあります。

それでは、2点まとめて御答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

淵上議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、災害の農地災害と施設の災害の件数ですけれども、農地災害については9件、うち田が4件と畑で5件でございます。それと、農業用施設災害につきましては、こちらも9件で、道路が2件と水路が7件というふうになっております。

それと、災害復旧工事の受益者負担金の軽減できないかということでもありますけれども、こちらはモニターをお願いします。

○西原好文議長

暫時休憩いたします。

午後4時4分 休憩

午後4時4分 再開

○西原好文議長

再開します。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

（パワーポイントを使用）今表を出していますが、これは農地災害復旧事業の受益者負担金の県内10市10町の率を出した表になります。

江北町としては、先ほど議員も言われましたように、3分の1の負担というところであります。

市町名については、隠した状態にしておりますが、県内の町の中では、3分の1負担というのは低い負担になるのかなと思います。

それともう一つが、農業災害復旧事業受益者負担率の表でございますが、こちらも町の受益者負担は4分の1としており、こちらも率としては低いほうに設定しております。

この表を見てうちの町が低い率を設定していますというわけではありません。実際、農地を持っておられる中山間地の分とか、平野部の方とかもなんですが、いろいろ意見を聞いております。中山間の方で農地災害があつて復旧をする場合、幾らかは必ず負担金がかかります。そうすると、負担金を払ってまで農地復旧はしないという話も聞きます。

農地復旧を仮にしないといった場合には、耕作放棄地となって近隣の農地に影響を及ぼすといったことも考えられます。それは平野部のほうでも同じかなと思います。

議員の言われます負担の軽減につきましては、この表を見ていただくと、この表だけでは分かりませんが、実は国庫が2分の1なんですけれども、県がないとか、そういった

ふうで県に呼びかけをすとか、そういったのも負担軽減につながるのではないかと。町としても考えてはいきたいと思っております。

それと、災害の事前の防止というのも軽減につながるかと思っておりますので、先ほど総務政策課長が言いましたように、ため池の事前落水、用排水路の事前落水ですね、そういったので災害の事前防止、または災害に強い基盤整備の推進という形も町では取っていければというふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

実情は課長もよく分かっておられるというふうな答弁でありました。ぜひ耕作放棄地あたりにならないように事前の対策も考えていきたいというふうなことでありましたが、ぜひ農家の意欲をそぐことがないように対策を講じていただきたいし、先ほどパワーポイントで見せていただきましたけど、そこそこの中で、江北町と色々な状況が違うんだろうと思います。だから、その辺は今の現状に見たところで、受益者という言葉そのものも私は近頃はあまりそぐわないんじゃないかなと思っています。何も受ける利益がないのだから。だから、先ほど言われたように、もうそがんと、後継者もおらんし、もう年取ったし、そがんと何万も幾らも払わんばらんごたるなら、俺せじいっちゃよくばんと、こういうふうになるんだろうと思います。だから、ぜひそういった対策も県にもお伺いをしながらしていただきたいというふうに思います。期待をしております。

それから、次行っていいですか。

○西原好文議長

はい、どうぞ。淵上君。

○淵上正昭議員

じゃ、最後に、4項目めの空き家・空き地対策の充実について2点お伺いをいたします。

1点目は管理不全な空き家等、それから、特定空家等、これは管理不全な空き家というのは条例、それから、特定空家等というのは国の法律でございます。この違いは何か、ちょっと御答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

それでは、淵上議員の御質問にお答えしたいと思います。

管理不全な空き家等とありますけれども、こちらについては江北町空き家等の適正管理に関する条例の中の一文でありまして、もう一つの特定期間等につきましては、国の特措法で設けられている項目であります。

こちらについては、先ほど三苦議員のときにも説明させていただいたように、条例のほうに先んじてできておりましたので、2年後の特措法に基づいてこれから整備していきたいと考えているところであります。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。

空き家対策の推進に関する特別措置法、それから、江北町空き家等の適正管理に関する条例及び条例施行規則、それから、江北町空き家対策計画、それから、江北町空き家等に関する寄附申出取扱要綱の整理についてお伺いをしたいと思います。

これは、先ほど町長も三苦議員のときにもちょっと触れられましたけど、平成24年に……

○西原好文議長

淵上議員、もう時間ですので。さっき暫時休憩したので、1分延ばしたんですけど。淵上君。

○淵上正昭議員

失礼しました。

そしたら、この空き家についても、ちょっと条例と法律と、もろもろが何か変にぐちゃぐちゃになっているところがありましたので、もう一度精査をしてやっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○西原好文議長

9番淵上正昭君の一般質問をこれで終わります。

以上で本日の日程、一般質問は終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時 13 分 散会